

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第 13 回 定時株主総会 招集ご通知

日時：2021年6月25日(金曜日)午前10時

場所：ブランドニッコー東京 台場

地下1階 パレロワイヤル

東京都港区台場二丁目6番1号

次回以降招集ご通知のメール配信をご希望の株主様は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、画面の案内に従い電子メールによる招集ご通知受領に関し、ご承諾いただくようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

青紫 Aomurasaki

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ・新型コロナウイルスの感染予防の観点から、本株主総会につきましては、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。
- ・会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございます。
- ・総会会場においては、マスクをご着用いただき、ご自身および周囲への感染予防の配慮をお願い申し上げます。（ご着用されていない場合は、ご入場をお断りすることがございます）
- ・手指等のアルコール消毒についてご協力をお願いいたします。また、会場入口においてサーモグラフィーによる検温など、最大限の感染予防措置をとらせていただきますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・今後の感染拡大状況により、感染予防のための新たな措置を講じる場合は、当社WEBサイト（<https://www.imhds.co.jp/ja/index.html>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

本株主総会におけるお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/3099/>



三越伊勢丹ホールディングス

(証券コード 3099)

ごあいさつ

2021年4月に社長に就任いたしました細谷でございます。株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大は、国内外のお客様をはじめステークホルダーの皆様の生活に非常に大きな影響を及ぼしております。罹患された方々、感染により苦しんでおられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。新型コロナウイルスは、人々の価値観、生活様式にも変化をもたらし、当社を取り巻く環境も大変厳しい中で推移いたしました。消費マインドの低迷に加え、インバウンド売上がほぼゼロとなり、当期の通期業績は、かつてない厳しい結果となりました。

この未曾有の状況は、お客様や市場の変化に、よりスピーディに対応するため、ビジネスモデルの在り方や、グループのあるべき姿を改めて見直す機会となりました。この大幅な環境変化を受け2020年11月に一旦取り下げました中期経営計画につきましては、現在見直しを進めております。

生活にこだわりを持つ世界中のすべてのお客様の暮らしを豊かにする百貨店を中核とした小売グループとなるべく、構造改革の推進と事業モデルの改革をグループ横断で取組むことで利益体質の転換を図ってまいります。そのために、これまで培ってきたのれんや資産を最大限活用し、時代の変化に対応してまいります。

2021年に入り、世界的なワクチン普及により経済の回復が期待されますが、変異ウイルスによる第4波の到来など、引き続き予断を許さない状況が続いています。そのような中、改めて企業の存在意義を見つめなおし、社会の規範となるよう取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表執行役社長（CEO） 細谷 敏幸

目次

●招集ご通知	2
●株主総会参考書類	5
●事業報告	18
●連結計算書類	46
●計算書類	50





招集ご通知

(証券コード 3099)

2021年6月3日

東京都新宿区新宿五丁目16番10号

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス

取締役会長 赤松 憲

株 主 各 位

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第13回定時株主総会を次のとおり開催いたします。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。なお、本総会の模様につきましては、後日当社WEBサイトにて配信いたします。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後8時までに議決権を行使いただくようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時）

2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号

グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル

●新型コロナウイルス感染予防のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承いただきたくお願い申し上げます。

●株主総会のお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第13期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役9名選任の件

以 上

<お知らせ>

●次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ（<https://www.imhds.co.jp>）

に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類および上記ホームページ掲載書類は、監査委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

●修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<https://www.imhds.co.jp>）にて修正後の内容を掲載いたします。なお、修正がない場合は掲載いたしておりません。

招集ご通知

株主総会
参考書類

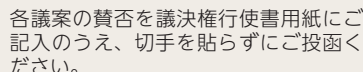
事業報告

連結計算書類

計算書類

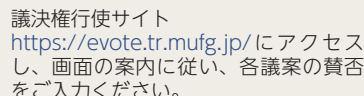
株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。

なお、株主総会にご出席いただく場合は議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。



行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後8時到着分まで



インターネットによる 議決権行使

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後8時まで

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

議決権行使書	
株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 御中 議決権の数 _____股	
議案 第1号議案	原案に対する賛否 無効 賛 ☐ 否 ☐
議案 第2号議案	賛 ☐ 賛し ☐ 反対 ☐ 棄権 ☐

私は、2021年6月25日(金)開催の株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回定株主総会（継続会または追加会も含む。）における各議案の原案に対し賛（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行います。

2021年6月　日

（ご注意）
 各議案につき
 投票の意思が
 のない場合は、
 賛成の場合も
 があつたもの
 のとして取り
 扱います。

提出先
 〒100-0001 東京都千代田区有明3-1-1 三越伊勢丹ホールディングス

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」 の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」 の欄に○印

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

● 一部の候補者に
反対する場合

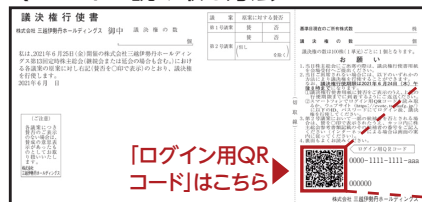
➤ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。
同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限りです。
二回目以降のログインの際は…
下記のご案内に従ってログインしてください。

「ネットで招集」なら
QRコードが簡単に読み取れます!



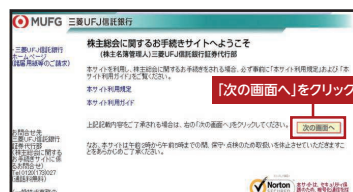
こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



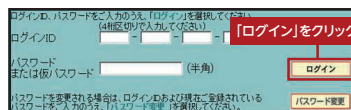
PCの場合 ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

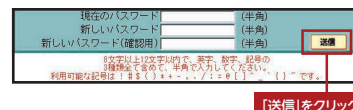
① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日(木曜日)の午後8時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

招集(通知)

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

■ 議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢とし、中長期的には利益成長にあわせた安定的な増配をめざすことを配当方針としております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、上半期において親会社株主に帰属する四半期純利益が大幅な損失計上となり、また下半期に入ってから同感染症による業績への影響が継続していることを踏まえ、中間配当金につきましては財務健全性を維持する観点から前期実績より3円減配の1株につき3円とさせていただきます。

一方、期末配当金につきましては、安定的な配当水準を可能な限り維持する観点から1株につき6円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当金3円を加えた年間配当金は1株につき9円となります。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 6円
総額 2,286,333,420円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日



第2号議案

取締役9名選任の件

現任取締役13名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。つきましては、引き続き取締役会の経営の監督機能の向上・意思決定の迅速化を進めるべく、取締役9名の選任をお願いしたく、次の候補者を推薦いたします。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位・担当
1	再任	非執行	あか まつ けん 赤 松 憲		取締役会長 監査委員会委員
2	新任		ほそ や とし ゆき 細 谷 敏 幸		代表執行役社長 CEO 指名委員会委員
3	再任		たけ うち とおる 竹 内 徹		取締役代表執行役副社長 CMO
4	再任	非執行	く ぼ やま みち こ 久 保 山 路 子	社外	取締役 取締役会議長
5	再任	非執行	いい じま まさ み 飯 島 彰 己	社外	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員
6	再任	非執行	ど い み わ こ 土 井 美 和 子	社外	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員
7	再任	非執行	お やま だ たかし 小 山 田 隆	社外	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員
8	再任	非執行	ふる かわ ひで とし 古 川 英 俊	社外	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員
9	再任	非執行	はし もと ふく たか 橋 本 副 孝	社外	取締役 報酬委員会委員 監査委員会委員

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

1 あか まつ
赤松

けん
憲 (1952年9月5日生)

再任

非執行



所有する当社の株式数
43,440株

当事業年度の取締役会
出席回数※1

13回中13回

取締役在任年数※2

4年

略歴、地位および担当

1975年6月 (株)三越入社
2006年2月 同執行役員業務部長
2007年2月 同執行役員グループ業務部長
2007年5月 同取締役上席執行役員グループ業務部長
2008年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長・(株)三越取締役
2009年4月 (株)伊勢丹取締役
2013年4月 当社取締役常務執行役員業務本部長
(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長
2016年6月 新光三越百貨股份有限公司董事 (現任)
2017年5月 当社顧問・日本百貨店協会会長
2017年6月 当社代表取締役会長・(株)三越伊勢丹代表取締役会長
2019年4月 (株)三越伊勢丹取締役会長
2020年6月 当社取締役会長兼取締役会議長・(株)三越伊勢丹取締役会長
2021年4月 当社取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

新光三越百貨股份有限公司董事

※1 当社は2020年定時株主総会終結の時をもって指名委員会等設置会社に移行いたしました。
移行後の取締役会は9回です。

※2 取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、総務・経理・管財・物流などの業務（管理）部門における豊富な経験を有しており、当社グループの基盤整備やガバナンス体制の構築に貢献してまいりました。加えて、昨年5月までは日本百貨店協会会長として、百貨店業界全体の発展に尽力してまいりました。また、昨年の当社における指名委員会等設置会社への移行に際しては、取締役会議長として取締役会を適切に運営し、当社の経営の監督機能強化と意思決定の迅速化を推進いたしました。今年度からは監査委員会委員として、監査を通じた経営の監督機能の強化に貢献しています。

指名委員会は、候補者が有する企業経営、および業務部門をはじめとした事業における豊富な経験や、長く取締役会議長を務めたガバナンスに関する知見を活かし、監査委員会委員として職責を果たしつつ、非業務執行取締役として公正な経営の監督を遂行することを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

2 ほそ や とし ゆき 細谷 敏 幸 (1964年7月1日生)

新 任



所有する当社の株式数
34,400株

略歴、地位、および担当

- 1987年4月 (株)伊勢丹入社
- 2015年4月 (株)三越伊勢丹執行役員営業本部商品統括部婦人雑貨統括部長
- 2016年4月 同執行役員営業本部商品統括部婦人雑貨統括部長
兼営業本部商品統括部特選・宝飾時計統括部長
- 2017年4月 当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2018年4月 (株)岩田屋三越代表取締役社長執行役員
- 2021年4月 当社代表取締役社長CEO (現任)
(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、婦人服・服飾雑貨を皮切りに、宝飾品・時計部門や中小型店事業などの主要な営業部門および海外出向経験の後に、経営企画部長として当社の経営戦略の立案に従事いたしました。2018年4月に社長に就任した当社子会社の(株)岩田屋三越では、企業のトップとして卓越したリーダーシップを発揮し同社の業績向上に大きく貢献し、本年4月より当社の代表取締役社長CEOに就任いたしました。

指名委員会は、候補者が営業部門と企画部門双方で培ってきた事業全般における知識・経験と、主要関係会社における企業経営の経験を活かし、当社グループの新たな長期ビジョンおよび中期経営計画の策定・達成を目指して強いリーダーシップを発揮するとともに、取締役会がグループ全体の大局的な方向性の議論を深めることに資するべく、執行および監督の両面で適切に役割を果たし、グループ全体のさらなる企業価値向上に貢献することを期待し、新たに取締役候補者としてしました。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

3 たけ うち 竹内

とおる 徹 (1960年5月21日生)

再 任



所有する当社の株式数
47,200株
当事業年度の取締役会
出席回数※1
13回中13回
取締役在任年数※2
4年

略歴、地位、および担当

1983年4月 (株)伊勢丹入社
2009年4月 同執行役員営業本部MD統括部婦人統括部長
2010年3月 同取締役常務執行役員営業本部MD統括部長兼婦人統括部長
2011年4月 (株)三越伊勢丹常務執行役員営業本部MD統括部長
2013年4月 当社常務執行役員・(株)札幌丸井三越代表取締役社長執行役員
2016年4月 当社常務執行役員グループ人財本部長
(株)三越伊勢丹常務執行役員グループ人財本部長
2017年4月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長
2017年6月 当社取締役
2018年4月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長
2019年4月 当社代表取締役副社長執行役員CMO
※CMO(チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー)
(株)三越伊勢丹取締役・(株)名古屋三越取締役・(株)岩田屋三越取締役
2020年4月 当社代表取締役副社長執行役員CMO ※CMO(チーフ・マーチャンダイジング・マーケティング・オフィサー)
2020年6月 当社取締役代表執行役員副社長CMO
2021年4月 当社取締役代表執行役員副社長CMO (現任) ※CMO(チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー)
(株)三越伊勢丹副社長執行役員MD統括部長 (現任)・(株)札幌丸井三越取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹副社長執行役員、(株)札幌丸井三越取締役

※1 当社は2020年定時株主総会終結の時をもって指名委員会等設置会社に移行いたしました。

移行後の取締役会は9回です。

※2 取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、紳士・婦人服部門や海外子会社における豊富な営業部門の経験の後、主要百貨店子会社である(株)札幌丸井三越の社長として企業経営を、グループ人財本部長として人事・人材開発を経験し、2019年4月からはCMOとして、当社グループ全体の商品政策などの事業活動推進において卓越したリーダーシップを発揮してまいりました。

指名委員会は、候補者が有する当社グループにおける幅広く豊富な経験を活かし、当社グループの業務執行責任者を兼務する者として取締役会にて適切にその役割を果たすことで、取締役会のモニタリングの実効性を高め、当社グループの企業価値向上にさらに貢献することを期待し、引き続き取締役候補者となりました。

4 ^く ^ぼ ^{やま} ^{みち} ^こ
久保山 路子 (1956年4月16日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
2,800株
当事業年度の取締役会
出席回数※1
13回中13回
当事業年度の監査委員会
出席回数
16回中16回
取締役在任年数※2
3年

略歴、地位、および担当

1980年4月 花王石鹼(株) (現花王(株)) 入社
2006年4月 同商品広報部部長
2011年4月 同商品広報センター センター長
2011年9月 多摩大学大学院 客員教授
2016年5月 花王(株) 生活者研究部コミュニケーションフェロー
2017年6月 (株)ジャックス社外取締役
2018年6月 当社社外取締役
2019年6月 (株)三井住友銀行社外取締役 (現任)
2020年6月 (株)Kids Smile Holdings社外取締役 (現任)
(株)Kids Smile Project社外取締役 (現任)
2021年4月 当社社外取締役 取締役会議長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三井住友銀行社外取締役、(株)Kids Smile Holdings社外取締役
(株)Kids Smile Project社外取締役

※1 当社は2020年定時株主総会終結の時をもって指名委員会等設置会社に移行いたしました。
移行後の取締役会は9回です。
※2 取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、花王(株)において商品広報センター・センター長を務めるなど、主に商品開発やマーケティング部門に関する豊富な知識と経験を有しております。当社においても、取締役会にて、この分野の知見をはじめとした多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、監査委員会委員として、独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。本年4月からは、新たに取締役会議長として、経営のモニタリング強化に貢献しています。
候補者は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、候補者が有するマーケティング分野における幅広い知識と、監査やガバナンスにおける経験を当社の経営の監督に活かすとともに、取締役会議長として引き続きリーダーシップを発揮することを期待し、取締役候補者となりました。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

5 飯島 彰 己

(1950年9月23日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数

2,000株

当事業年度の取締役会

出席回数※1

13回中13回

当事業年度の指名委員会

出席回数

9回中9回

当事業年度の報酬委員会

出席回数

9回中9回

取締役在任年数※2

2年

略歴、地位、および担当

1974年 4月 三井物産(株)入社

2008年 4月 同常務執行役員

2008年 6月 同代表取締役常務執行役員

2008年 10月 同代表取締役専務執行役員

2009年 4月 同代表取締役社長

2015年 4月 同代表取締役会長

2016年 6月 (株)リコー社外取締役（現任）

2018年 7月 ソフトバンクグループ(株)社外取締役（現任）

2019年 6月 当社社外取締役(現任)・日本銀行参与(現任)

2021年 4月 三井物産(株)取締役

2021年 6月 同顧問（※2021年6月18日同社株主総会をもって就任予定）

重要な兼職の状況

三井物産(株)顧問

(株)リコー社外取締役

ソフトバンクグループ(株)社外取締役

日本銀行参与

※1 当社は2020年定時株主総会終結の時をもって指名委員会等設置会社に移行いたしました。

移行後の取締役会は9回です。

※2 取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、日本を代表する総合商社である三井物産(株)の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験を有するとともに、同社の取締役会議長としてコーポレートガバナンスの推進に貢献され、かつ国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスに関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて企業経営経験者としての幅広い経験と知見に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員長として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等につき、客観性と透明性のある議事運営に主導的役割を果たした他、報酬委員会委員として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議に貢献してまいりました。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と、ガバナンスに関する知見を当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員長、報酬委員会委員として引き続きリーダーシップを発揮することを期待し、取締役候補者となりました。

※飯島氏が顧問を務める三井物産(株)における役割は、主として財界、社会貢献活動であり、経営には関与されておりません。

6 土井 美和子 (1954年6月2日生)

再任 非執行 社外取締役候補者 独立役員



所有する当社の株式数
1,800株
当事業年度の取締役会
出席回数※1
13回中13回
当事業年度の指名委員会
出席回数
9回中9回
当事業年度の報酬委員会
出席回数
9回中9回
取締役在任年数※2
2年

略歴、地位、および担当

1979年4月 東京芝浦電気(株) (現(株)東芝) 入社
2005年7月 (株)東芝 研究開発センター ヒューマンセントリックラボラトリー技監
2006年7月 同研究開発センター技監
2008年7月 同研究開発センター首席技監
2014年4月 独立行政法人 (現国立研究開発法人) 情報通信研究機構監事 (非常勤) (現任)
2015年6月 (株)野村総合研究所社外取締役
2017年4月 奈良先端科学技術大学院大学理事 (非常勤) (現任)
2019年6月 当社社外取締役(現任)
2020年4月 東北大学理事(非常勤) (現任)
2020年6月 (株)S U B A R U社外取締役 (現任)
日本特殊陶業(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

国立研究開発法人情報通信研究機構監事 (非常勤)
奈良先端科学技術大学院大学理事 (非常勤)、東北大学理事 (非常勤)
(株)S U B A R U社外取締役、日本特殊陶業(株)社外取締役

※1 当社は2020年定時株主総会終結の時をもって指名委員会等設置会社に移行いたしました。
移行後の取締役会は9回です。
※2 取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)東芝における情報技術分野の研究者・責任者を務めるなど、デジタル・IT分野における多数の功績と、豊富な知識および経験を有しております。当社においても、取締役会にて、この分野の知見をはじめとした多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、報酬委員会委員長として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議につき、客観性と透明性のある議事運営に主導的役割を果たした他、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献してまいりました。
候補者は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、候補者が有するデジタル・IT分野における豊富な知識・経験を、当社の経営の監督に活かすとともに、報酬委員会委員長、指名委員会委員として引き続きリーダーシップを発揮することを期待し、取締役候補者となりました。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

7 お や ま だ
小 山 田

たかし
隆 (1955年11月2日生)

再 任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
7,000株
当事業年度の取締役会
出席回数※1
13回中13回
当事業年度の指名委員会
出席回数
9回中9回
当事業年度の監査委員会
出席数
16回中16回
取締役在任年数※2
2年

略歴、地位、および担当

1979年 4 月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行
2009年 1 月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 常務執行役員
2009年 6 月 同常務取締役・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
2012年 5 月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 常務執行役員
2013年 5 月 同専務執行役員
2014年 6 月 同副頭取
2015年 6 月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役代表執行役副社長グループCOO
2016年 4 月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 頭取・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
2017年 6 月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 特別顧問(現任)
2018年 6 月 公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長
2018年12月 三菱総研DCS(株)社外取締役 (現任)
2019年 6 月 当社社外取締役(現任)・三菱電機(株)社外取締役(現任)
2021年 3 月 協和キリン(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三菱UFJ銀行特別顧問
三菱総研DCS(株)社外取締役、三菱電機(株)社外取締役
協和キリン(株)社外取締役

※1 当社は2020年定時株主総会終結の時をもって指名委員会等設置会社に移行いたしました。

移行後の取締役会は9回です。

※2 取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、国内トップクラスのメガバンクである(株)三菱東京UFJ銀行(当時)の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験に加え、金融機関における経験に基づく財務・会計に関する深い知識や、国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスに関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、企業経営経験者としての高い見識と財務・会計に関する専門的知識に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識、およびガバナンスに関する知見を当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、取締役候補者となりました。

※小山田氏が特別顧問を務める(株)三菱UFJ銀行における役割は、主として財界、社会貢献活動であり、経営には関与されておりません。

※小山田氏は、(株)三菱UFJ銀行(当時(株)三菱東京UFJ銀行)の頭取を退任し、4年が経過しております。

8 ふる かわ ひで とし 古川 英 俊 (1955年7月16日生)

再 任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
1,800株
当事業年度の取締役会
出席回数※1
9回中9回
当事業年度の指名委員会
出席数
9回中9回
当事業年度の監査委員会
出席回数
16回中16回
取締役在任年数※2
1年

略歴、地位、および担当

1979年4月(株)三井銀行（現(株)三井住友銀行）入行
2005年6月(株)三井住友銀行執行役員バンコック支店長
2008年4月同執行役員法人部門、国際部門副責任役員
2009年4月同常務執行役員名古屋営業部担当、名古屋法人営業本部長
2011年4月同常務執行役員投資銀行部門統括責任役員
2012年4月同取締役兼専務執行役員投資銀行部門統括責任役員
2013年4月同取締役兼専務執行役員企業金融部門統括責任役員
2014年4月同代表取締役兼副頭取執行役員グローバルコーポレートバンキング本部長
2015年6月(株)S M B C信託銀行代表取締役社長兼最高執行役員
2018年6月同取締役会長（現任）
2020年6月当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)S M B C信託銀行取締役会長

※1 当社は2020年定時株主総会終結の時をもって指名委員会等設置会社に移行いたしました。
移行後の取締役会は9回です。

※2 取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)三井住友銀行において、国内・海外双方の営業現場指揮や投資銀行・企業金融業務責任者として経営に携わり、2015年には(株)SMBC信託銀行の社長兼最高執行役員としてPMIを遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、長年の金融機関での経験に基づく財務・会計に関する深い知識を有しております。当社においても、取締役会にて、豊富な現場感覚や、企業経営経験者としての高い見識、財務・会計に関する専門的知識に基づいた有益な助言を行い、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識を当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、取締役候補者となりました。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

9 はし もと ふく たか
橋本 副 孝 (1954年7月6日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
1,800株
当事業年度の取締役会
出席数※1

9 回中 9 回
当事業年度の監査委員会
出席回数

16 回中 16 回
取締役在任年数※2
1 年

略歴、地位、および担当

1979年4月 弁護士登録、新家猛法律事務所（現東京八丁堀法律事務所）入所
2000年4月 第二東京弁護士会副会長
2006年4月 日本弁護士連合会常務理事
2008年1月 東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長（現任）
2012年4月 第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
2014年3月 キリンホールディングス(株)社外監査役
2015年6月 損害保険ジャパン日本興亜(株)(現損害保険ジャパン(株)) 社外監査役(現任)
2020年6月 当社社外取締役(現任)
2021年3月 コクヨ(株)社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長、損害保険ジャパン(株)社外監査役
コクヨ(株)社外監査役

※1 当社は2020年定時株主総会終結の時をもって指名委員会等設置会社に移行いたしました。

移行後の取締役会は9回です。

※2 取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり弁護士として第一線で活動し、2008年には東京八丁堀法律事務所の代表パートナー弁護士・所長に就任するなど、企業法務に関する高度な専門知識・経験と、国内有数の上場企業の社外監査役を務めた経験による監査に関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、弁護士としての専門的見地にに基づいた有益な助言を行うとともに、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。候補者は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、候補者が有する企業法務に関する専門知識と監査に関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、監査委員会委員に加え、新たに報酬委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、取締役候補者としてしました。



(注記)

1. 小山田隆氏は、当社グループの主要取引先金融機関である㈱三菱ＵＦＪ銀行の特別顧問であります。同氏は㈱三菱ＵＦＪ銀行の経営に関与していないため、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。また、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 非業務執行取締役候補者である赤松憲氏および社外取締役候補者である久保山路子、飯島彰己、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝の7氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は7氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。7氏の再任が承認された場合、当社は7氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、久保山路子、飯島彰己、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝の6氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。また6氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。
5. 久保山路子氏の戸籍上の氏名は岩崎路子であります。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

【ご参考】 各取締役が所属を予定する委員会について
本議案が承認された場合、各委員会の構成は以下のとおりです。

候補者 番号	氏名	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	備考
1	赤松 憲			○	
2	細谷 敏幸	○			代表執行役
3	竹内 徹				代表執行役
4	久保山 路子（社外）				取締役会議長
5	飯島 彰己（社外）	○	○		
6	土井 美和子（社外）	○	○		
7	小山田 隆（社外）	○		○	
8	古川 英俊（社外）	○		○	
9	橋本 副孝（社外）		○	○	

委員会 委員数	社内取締役	1	0	1
	社外取締役	4	3	3
	合計	5	3	4

※各委員会の委員長は、取締役会決議による委員の選定後、委員の中から互選した候補者を取締役会決議により選定する予定です。なお、指名委員会・報酬委員会の委員長は、委員である社外取締役から選定されます。

【ご参考】 ≪独立社外役員の独立性基準≫

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

- ①当社グループの業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
- ④当社グループの主要な借入先の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑥当社の発行済株式総数の５％以上の株式を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦過去３年間に於いて上記①から⑤に該当していた者
- ⑧上記①から⑤の配偶者または二親等以内の親族

なお、②③の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去３年間に於いて１度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の１％を超える取引があった取引先」を、④の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資産の２％を超える借入先」を、⑤の「一定額」とは「過去３年間のいずれかの年度において１千万円以上」を意味します。

以上



事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、大きな影響を受けました。世界的な人の移動の停滞や物の移動制限、対面サービス提供の停止等によりサプライチェーンの寸断が進み、国内においても2020年4月～6月の実質GDP成長率は前期比△7.9%、年率△28.1%と大きく停滞しました。2020年4月には緊急事態宣言が発出され、当社グループも、臨時休業（一部店舗は部分休業や時間短縮）を実施し、百貨店事業およびその他事業の売上高がほぼ消滅する等多大な影響がありました。第1回緊急事態宣言解除後は、内需において特別定額給付金の支給、Go Toキャンペーン等の政策もあり低迷していた消費は持ち直してきたものの、国内景気はインバウンド需要の回復の遅れや、感染症再拡大による緊急事態宣言の再発出もあり、雇用や所得の伸び悩みにより消費マインドは低迷が続き、不確実性が高い中で推移しました。

このような中において、当社グループは2018年11月に発表した「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画」において掲げためざす姿「オンラインとオフラインのマッチングプラットフォーム」の実現に向けて進めておりましたが、社会環境・消費動向の変化とその後の状況を踏まえ、戦略の一部修正とスピードの向上を図るため、2020年11月に一旦取り下げ、新たな中期計画の策定を進めることとしました。

なお、2020年度は、三越恵比寿店、イセタンハウス、バンコク伊勢丹など収益力に課題のあった店舗の営業終了、㈱三越伊勢丹研究所の事業終了、㈱三越伊勢丹不動産の株式譲渡など、経営資源の再配分、事業ポートフォリオの組み替えを進めてまいりました。今後も、新しいコミュニケーションの在り方、デジタルシフトの加速、それらを踏まえたビジネスモデル転換に向けた事業基盤の整備、収支構造の可視化による抜本的コスト構造改革を進めてまいります。

上記の取組みを進めた結果、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は8,160億円余（前連結会計年度比72.9%）、営業損失は209億円余（前連結会計年度は営業利益156億円余）、経常損失は171億円余（前連結会計年度は経常利益197億円余）、親会社株主に帰属する当期純損失は410億円余（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失111億円余）となりました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類



百貨店業

85.8%

売上高

7,521億円 前期比 72.6%

営業利益

△303億円 (前期は営業利益22億円)

百貨店業では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、玄関口でのサーモグラフィによる検温や消毒など、全店舗において安心安全に最大限に配慮しご利用いただける体制を整え、お客さまをお迎えしてきましたが、緊急事態宣言発出に伴う休業や時短営業を実施した影響で大幅な減収となりました。

海外におきましても、2020年2月以降、中国・東南アジア・米国などを中心に、政府の規制強化の中順次休業を余儀なくされ、前年を大きく下回りました。

感染の収束が見えない状況が続く中でありますが、伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店を中心にラグジュアリーブランドや時計・宝飾など付加価値の高い商品の売上は好調に推移しました。9月には三越日本橋本店新館7階に「ビックカメラ日本橋三越」が増床オープンし、ご好評をいただいているコンシェルジュ接客に加え、新たにフィットネス機器の提案やリフォームカウンターを新設し、サービスを拡充しています。地域店舗では伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店からの商品お取り寄せによる外商顧客向けサービスが大きく伸長するなど、リモート接客による接客体験向上に向けた取組みもスタートしました。

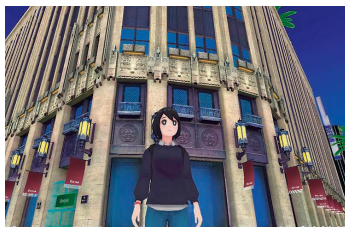
オンライン推進の取組みでは、6月にECサイトを刷新し、同時にリリースした三越伊勢丹アプリにより、店舗へ来店することなくシームレスに百貨店のサービスをご利用いただける体制が整いました。

三越伊勢丹ECサイトでは食料品・住関連など巣ごもり需要による稼働が高まったことを受け、年末年始のオケージョン・在宅需要についてのオンライン提案を強化し、クリスマスケーキやおせち、福袋のオンライン予約・販売が伸長しました。また、食品宅配の「I S E T A N D O O R」、化粧品EC「m e e c o」についても大きく伸長し、2020年度オンライン売上高合計で300億円を上回る結果となりました。

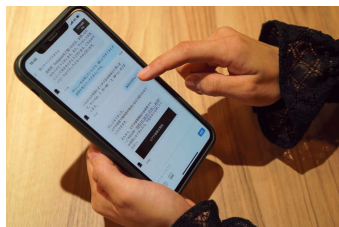
11月にはリアル店舗と同様のショッピング体験をオンライン上で提供するアプリ「三越伊勢丹リモートショッピング」を立ち上げ、トライアルを開始いたしました。家にいながら百貨店ならではの接客を1to1でお楽しみいただけるコンテンツとしてご好評をいただいています。

さらに、新しい取組みとして、仮想の都市空間でユーザー同士が会話やショッピングを楽しめるスマートフォン向けアプリ「レヴ ワールズ (REV WORLDS)」をスタートいたしました。リアル店舗では実現できないサービスを掛け合わせることで新しい顧客体験を提供するとともに、他社コンテンツを誘導するなどして、VRプラットフォームの拡大にも挑戦しています。

一方で、三越恵比寿店を2月に営業終了しました。営業終了に際し、ご不便をお掛けいたしますことをお詫びいたしますとともに、長年のご愛顧に心より御礼申し上げます。



仮想空間アプリ「REV WORLDS」



三越伊勢丹リモートショッピング



クレジット・金融・友の会業

3.7%

売上高

325億円 前期比 84.3%

営業利益

44億円 前期比 78.5%

クレジット・金融・友の会業におきましては、㈱エムアイカードが、百貨店カードおよび外部企業との提携カードの新規会員獲得やカードの利用促進による取扱高の拡大に取組みました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業や営業時間短縮等によって、グループ百貨店内での取扱高が大きく減少し、グループ外においても、通販やスーパー・食品、家電分野は好調であるものの、飲食や旅行分野の取り扱いが低迷する結果となりました。

グループ百貨店内でのカード獲得が苦戦したため、営業拡大の施策として、WEBチャネルでの獲得強化、Apple Pay導入による会員利便性の向上と外部利用促進、新しい顧客層の開拓のためのグループ外企業との提携カードの発行等に取り組めました。

今後は、前述した当年度の取組みの継続に加え、世の中のデジタル化の進展や、お客さまのニーズに合ったサービスを展開し、取扱高および収益の拡大につなげてまいります。



不動産業

3.2%

売上高

283億円 前期比 80.1%

営業利益

54億円 前期比 91.1%

不動産業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、商業施設の休業や営業時間の短縮を余儀なくされたため大幅な減収となりました。

レジデンス事業においては、事業の選択と集中の一環として㈱三越伊勢丹不動産の全株式を2021年1月に外部に譲渡いたしました。このため通年では減収減益となりました。

㈱三越伊勢丹プロパティ・デザインの建装事業においても、三越伊勢丹の店舗やラグジュアリーホテルの内装デザイン設計・工事・個人住宅のリフォーム・リノベーション工事等の受注は堅調であるものの、コロナ禍で工事の延期等が発生した影響を受け、減収減益となりました。

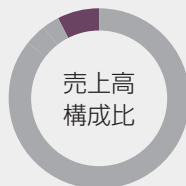
招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類



その他

7.3%

売上高

636億円 前期比 77.2%

営業利益

△6億円（前期は営業利益16億円）

その他事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収減益となりましたが、一部の企業につきましては増益となりました。(株)三越伊勢丹ビジネス・サポートは、既存クライアントの受託領域拡大および新規クライアントの獲得を進め、増益となりました。(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズは、後方部門の効率化やビジネスフローの見直し等の構造改革に取組み、減収ながら増益を確保しました。

一方で、海外旅行が主力商品である(株)三越伊勢丹ニッコウトラベルや美容事業の(株)ソシエ・ワールドは大幅な減収となりました。(株)三越伊勢丹ニッコウトラベルは、海外旅行がコロナ禍で主力のクルーズ船ツアーの通期運航がゼロとなり、国内旅行の回復も9月以降と遅れたため、大きく減収となりました。

なお、当社は事業構造改革、ビジネスモデル改革を進める中で、エステ事業を取り巻く環境の変化、今後の(株)ソシエ・ワールドの事業の方向性を勘案した結果、株式を譲渡することといたしました。

今後の業績回復に向け、構造改革やコスト削減に取組むとともに、引き続き「お客さまの生活のさまざまなシーンでお役に立つこと」の実現や、百貨店事業との連携強化による価値創造に取り組んでまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は294億円余となりました。その主なものは、株式会社三越伊勢丹における設備投資で218億円余です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入金返済等に充当するため、金融機関からの長期借入金により350億円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、わが国経済への打撃は深刻なものとなりました。世界中でデジタル化の重要性が高まり、労働環境、働き方、消費者行動等に大きな変化を与え、新しい生活スタイルへの移行が加速しています。

人の動きが制限されたことで、デジタルシフトが一気に進み、人同士の接触が少なくても社会・産業活動が成り立つ方向へのシフトが加速しました。実店舗での対面販売を主としてきた企業にとっても、デジタル・チャネルはお客さまとのエンゲージメントを維持・強化するための直接的な重要な手段となり、外出自粛や店舗休業の中で一層存在感を強めていくと考えられ、今後の企業経営の鍵となることが予想されます。

また、労働時間の減少に伴い「自由な時間」が増加することが考えられ、時間の使い方の選択肢が拡大するとともに、心の豊かさ、生活の快適さへの期待の高まり、価値観に応じた消費体験の重視、個々のお客さまのニーズに沿った提案がより一層重要となります。

このような状況下において、当社グループは、2020年11月に中期経営計画を一旦取り下げました。従来型の百貨店モデルからのビジネスモデル転換、構造改革の推進、基盤の整備を今まで以上にスピードをもって進めるため、長期にめざす姿および新3ヶ年計画を策定しております。コロナ禍で大きく変化した社会の中でも、お客さまの生活・暮らしを豊かにするご提案ができる百貨店を中核とした小売グループとなるための戦略を着実に実行してまいります。

■重点戦略①「“高感度上質”戦略」

生活にこだわりを持ち上質で豊かな生活を求める人々のニーズに、最高の顧客体験でお応えすることで、高感度で上質な消費を拡大し席卷していきます。そのために両本店は“憧れと共感”の象徴とし、将来の“まち化”につなげていきます。その上で国内外百貨店店舗を母店とした中小型店戦略を推進し、リアル店舗とオンラインを融合させたシームレスな顧客体験を提供します。マーチャンダイジングの方向性としては“憧れと共感”を発信するモノづくりと高感度で上質な商品、サービス、環境等を創造していきます。また、外商セールスとバイヤーの協業による新しい提案も進めてまいります。

■重点戦略②「個客との“つながり”戦略」

個客とのつながり方を、“マス”マーケティングから“パーソナル（個）”マーケティングにシフトすることで一人おひとりの暮らしに寄り添い、ライフタイムバリューを高めていきます。そのために、お客さまのロイヤリティに応じて個客とつながる仕組みや「グループカスタマープログラム」の再設計を進めてまいります。加えて、高感度上質戦略にあわせて個人外商改革による“つながり”強化を進めてまいります。

■重点戦略③「グループ間連携強化」

グループ各社の持つ強みの総和を最大化させることで、“高感度上質”戦略と個客との“つながり”戦略をグループベースで高めていきます。そのために各社の独自性を尊重しつつも、グループ基盤を強化しONEグループとして推進していきます。百貨店事業とグループ会社の連携のみならず、グループ各社間の連携を強化し、その中からB2Bビジネスモデルの事業化も図ってまいります。

■経営基盤整備

上記の重点戦略を実現させるために必要なグループ共通の基盤整備を進めます。システム・データ基盤については、クラウドを活用した基幹システムのモダナイズを進めながら、顧客データの利用高度化の内製化を進めていきます。物流基盤については、オンラインの伸長も踏まえ、効率化と生産性を実現させる基盤再整理を行います。また人事戦略面については、働きやすさ、働きがいと両立させた従業員満足度の高い組織づくりに取り組みます。経営ガバナンスについては、2020年6月の指名委員会等設置会社への移行を踏まえ、一層の実効性強化を進めてまいります。

◇新型コロナウイルス感染症の影響および対応

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、変異ウイルスの出現等により、いまだ収束の目途が立っていません。緊急事態宣言の発出もあり、百貨店業界は引き続きマイナス基調で推移し、かつてない厳しい状況が続いています。この未曾有の状況の中、当社グループは事業継続計画に基づいて社長を議長とした「新型コロナウイルス感染症対策会議」を定期的に開催し、スピードをもって様々な対応を進めております。

今後も予測される店舗休業や営業時間の短縮による売上の減少、外出や消費行動の自粛や訪日外国人の渡航禁止による売上の減少など、経営上の大きなマイナス影響を踏まえ、事業計画の見直し、投資の抑制など、機動的な対応を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

セグメント情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注記) 1	合計	調整額 (注記) 2	連結計算書類 計上額 (注記) 3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	749,522	20,464	26,505	796,492	19,517	816,009	－	816,009
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,609	12,078	1,861	16,549	44,139	60,688	△60,688	－
計	752,131	32,542	28,367	813,041	63,656	876,698	△60,688	816,009
セグメント利益又は損失 (△)	△30,302	4,450	5,440	△20,411	△619	△21,030	54	△20,976
セグメント資産	1,006,800	209,867	120,541	1,337,209	40,454	1,377,664	△179,360	1,198,303
その他の項目								
減価償却費	19,112	2,452	801	22,366	5,288	27,654	△186	27,468
減損損失 (注記) 4	5,473	72	9	5,556	1,511	7,067	－	7,067
持分法適用会社への投資額	80,734	－	－	80,734	－	80,734	－	80,734
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	23,409	1,425	135	24,969	4,564	29,534	△49	29,484

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額54百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2)セグメント資産の調整額△179,360百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3)減価償却費の調整額△186百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△49百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、389百万円は「店舗閉鎖損失」に、72百万円は「特別損失のその他」に含まれております。

国内百貨店業の売上高

会社・店別		金額（百万円）	構成比（％）	前年比（％）
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	101,297	24.8	76.2
	三越銀座店	44,320	10.8	53.5
	伊勢丹新宿本店	207,037	50.7	75.5
	伊勢丹立川店	26,316	6.4	75.4
	伊勢丹浦和店	29,719	7.3	77.6
	合計	408,691	100.0	70.1
(株)札幌丸井三越		43,552	—	71.3
(株)函館丸井今井		5,957	—	80.1
(株)仙台三越		24,326	—	80.6
(株)新潟三越伊勢丹		31,472	—	73.3
(株)静岡伊勢丹		14,456	—	81.6
(株)名古屋三越		52,108	—	81.0
(株)広島三越		11,634	—	84.7
(株)高松三越		18,270	—	84.9
(株)松山三越		6,047	—	51.5
(株)岩田屋三越		84,413	—	78.8
(株)ジェイアール西日本伊勢丹（注記）		43,569	—	67.6

（注記）当社の持分法適用関連会社であります。

(株)三越伊勢丹の商品別売上高

商品別	金額（百万円）	構成比（％）	前年比（％）
衣料品	127,588	31.2	63.2
身のまわり品	50,183	12.3	69.3
雑貨	92,149	22.5	69.2
家庭用品	15,038	3.7	73.7
食料品	104,859	25.7	83.0
その他	18,871	4.6	65.3
合計	408,691	100.0	70.1

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

期 項 目	第10期 【2017年度】 2017年4月～2018年3月	第11期 【2018年度】 2018年4月～2019年3月	第12期 【2019年度】 2019年4月～2020年3月	第13期 【2020年度】 2020年4月～2021年3月 ＜当連結会計年度＞
売上高 (百万円)	1,256,386	1,196,803	1,119,191	816,009
営業利益又は 営業損失 (△) (百万円)	24,413	29,229	15,679	△20,976
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	27,325	31,995	19,771	△17,171
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△960	13,480	△11,187	△41,078
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2.47	34.58	△28.90	△107.96
総資産 (百万円)	1,275,535	1,247,427	1,223,800	1,198,303
純資産 (百万円)	588,091	585,715	550,161	508,275
1株当たり純資産 (円)	1,478.74	1,475.74	1,426.61	1,317.23
自己資本比率 (%)	45.19	46.14	44.32	41.89

- (注記) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。
2. 第11期より国際財務報告基準に準拠した在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を売上高に計上する純額表示に変更しており、第10期についても遡及適用後の売上高を記載しております。
3. 第11期より『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』を適用したため、第10期についても遡及適用後の総資産を記載しております。
4. 第12期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社等について国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。

②当社単体の財産および損益の状況の推移

項 目	期	第10期 【2017年度】	第11期 【2018年度】	第12期 【2019年度】	第13期 【2020年度】
		2017年4月～2018年3月	2018年4月～2019年3月	2019年4月～2020年3月	2020年4月～2021年3月 ＜当事業年度＞
営業収益	(百万円)	15,572	14,542	18,624	23,728
営業利益	(百万円)	8,345	5,195	10,846	15,069
経常利益	(百万円)	7,054	4,559	8,894	12,388
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(百万円)	2,539	△8,697	5,723	4,191
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	6.52	△22.31	14.78	11.02
総資産	(百万円)	741,614	718,654	742,872	777,598
純資産	(百万円)	465,692	452,583	443,836	444,913
1株当たり純資産	(円)	1,189.52	1,155.16	1,162.61	1,163.78
自己資本比率	(%)	62.52	62.69	59.50	57.03

(注記) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

①子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)三越伊勢丹	10,000百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業 不動産業
(株)札幌丸井三越	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
(株)仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
(株)新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
(株)広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
(株)高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
(株)松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
(株)岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹（中国）投資有限公司	60,371千米ドル	100.0	中国 上海市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中国 上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	100.0	中国 天津市	百貨店業
天津滨海新区伊勢丹百貨有限公司	12,000千米ドル	100.0	中国 天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	18,019千米ドル	100.0	中国 四川省成都市	百貨店業
イセタン（シンガポール）Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn. Bhd.	20,000千マレーシアリング	100.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ フロリダ州	百貨店業
イタリア三越S.r.l.	5,118千ユーロ	100.0	イタリア ローマ市	百貨店業
(株)エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都中央区	クレジット・ 金融業

(注記) 1. 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接保有、その他は間接保有であります。

2. イセタン（タイランド）Co.,Ltd.は、2020年8月をもって営業を終了し、清算手続きを進めております。

②持分法適用関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	100百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
(株)三越伊勢丹アトムファシリティーズ	50百万円	33.4	東京都中央区	不動産業
(株)エムアイフードスタイル	100百万円	34.0	東京都新宿区	小売業
新光三越百貨股份有限公司	12,459百万台湾ドル	43.4	台湾 台北市	百貨店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、(株)三越伊勢丹アトムファシリティーズおよび(株)エムアイフードスタイルは間接保有、新光三越百貨股份有限公司は直接保有および間接保有であります。

③特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	431,287百万円	777,598百万円

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業およびその他の4事業を行っております。

(8) 主要な営業所および事業所 (2021年3月31日現在)

①百貨店業<国内>

名 称		所在地
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	三越銀座店	東京都中央区銀座四丁目6番16号
	伊勢丹新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	伊勢丹立川店	東京都立川市曙町二丁目5番1号
	伊勢丹浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
(株)札幌丸井三越	丸井今井札幌本店	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
	札幌三越店	北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
(株)函館丸井今井		北海道函館市本町32番15号
(株)仙台三越		宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号
(株)新潟三越伊勢丹		新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号
(株)静岡伊勢丹		静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地
(株)名古屋三越	栄店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
(株)広島三越		広島県広島市中区胡町5番1号
(株)高松三越		香川県高松市内町7番1号
(株)松山三越		愛媛県松山市一番町三丁目1番地1
(株)岩田屋三越	岩田屋本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
	岩田屋久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目1番地
	福岡三越店	福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	ジェイアール京都伊勢丹	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

<海外>

名 称	所在地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中国 上海市
天津伊勢丹有限公司	中国 天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中国 四川省成都市
天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司	中国 天津市
イセタン (シンガポール) Ltd.	シンガポール
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ フロリダ州
イタリア三越S.r.l.	イタリア ローマ市
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市

②クレジット・金融・友の会業

名 称	所在地
(株)エムアイカード	東京都中央区晴海一丁目8番12号
(株)エムアイ友の会	東京都中央区晴海一丁目8番12号

③不動産業

名 称	所在地
(株)三越伊勢丹	東京都新宿区三丁目14番1号
(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン	東京都新宿区西新宿三丁目2番5号

(注記) 当社の完全子会社である(株)三越伊勢丹は2021年1月4日に保有する(株)三越伊勢丹不動産の全株式（発行済株式数の100.0%）をThe Blackstone Group Inc.(NYSE:BX)とその関連会社が運用又は投資アドバイザーを務める特定のファンドが設立した法人であるエチゴ合同会社に譲渡いたしました。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比較増減
百貨店業	8,100	639名減
クレジット・金融・友の会業	629	24名減
不動産業	318	35名減
その他	2,541	167名減
合計	11,588	865名減

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	20,750
株式会社三井住友銀行	20,750
日本政策投資銀行	11,000
三井住友信託銀行株式会社	10,000
シンジケートローン	45,000

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数

当事業年度末 396,459,054株 (前期末比較増 358,100株)

(注記) うち自己株式数は、15,403,484株であります。

(3) 株主数

当事業年度末 281,302名 (前期末比較増 28,412名)

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	42,665,300	11.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	23,445,600	6.15
公益財団法人三越厚生事業団	13,067,832	3.43
三越伊勢丹グループ取引先持株会	8,357,878	2.19
清水建設株式会社	6,200,000	1.63
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	5,287,600	1.39
三越伊勢丹グループ従業員持株会	4,700,186	1.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	4,683,300	1.23
株式会社三菱UFJ銀行	4,541,595	1.19

(注記) 持株比率は自己株式 (15,403,484株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

	株式数(株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除き、執行役を含む)	101,800	6
取締役 (社外取締役)	10,800	6
取締役ではない執行役	43,800	3

(注記) 上記株式は、当社の株式報酬制度 (制度の概要はP.38のとおり) に基づき交付されたものです。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



3 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

（1）取締役および執行役の氏名等

①取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役 (会長)	赤 松 憲	取締役会議長	(株)三越伊勢丹取締役会長 新光三越百貨股份有限公司董事
取締役 (代表執行役社長)	杉 江 俊 彦	指名委員会委員	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
取締役 (代表執行役副社長)	竹 内 徹		(株)三越伊勢丹取締役 (株)名古屋三越取締役 (株)岩田屋三越取締役
取締役 (執行役常務)	伊 倉 秀 彦		(株)三越伊勢丹取締役 (株)エムアイカード取締役 (株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役
取締役 (執行役常務)	西 山 茂	報酬委員会委員	(株)三越伊勢丹取締役 (株)三越伊勢丹ニッコウトラベル取締役
取締役	白 井 俊 徳	監査委員会委員長	新光三越百貨股份有限公司董事
取締役(社外)	久保山 路 子	監査委員会委員	花王(株)生活者研究部コミュニケーションフェロー (株)三井住友銀行社外取締役 (株)Kids Smile Holdings 社外取締役 (株)Kids Smile Project 社外取締役
取締役(社外)	飯 島 彰 己	指名委員会委員長 報酬委員会委員	三井物産(株)代表取締役会長 (株)リコー社外取締役 ソフトバンクグループ(株)社外取締役 日本銀行参与
取締役(社外)	土 井 美和子	指名委員会委員 報酬委員会委員長	国立研究開発法人情報通信研究機構監事(非常勤) 奈良先端科学技術大学院大学理事(非常勤) 東北大学理事(非常勤) (株)SUBARU 社外取締役 日本特殊陶業(株)社外取締役
取締役(社外)	小 山 田 隆	指名委員会委員 監査委員会委員	(株)三菱ＵＦＪ銀行特別顧問 三菱総研ＤＣＳ(株)社外取締役 三菱電機(株)社外取締役 協和キリン(株)社外取締役

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役(社外)	平 田 竹 男	報酬委員会委員	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授 楽天(株) (※現 楽天グループ(株)) 社外監査役 内閣官房参与 日本スポーツ産業学会会長
取締役(社外)	古 川 英 俊	指名委員会委員 監査委員会委員	(株)S M B C 信託銀行取締役会長
取締役(社外)	橋 本 副 孝	監査委員会委員	東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長 損害保険ジャパン(株)社外監査役 コクヨ(株)社外監査役

②執行役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表執行役社長	杉 江 俊 彦	C E O	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
代表執行役副社長	竹 内 徹	C M O	(株)三越伊勢丹取締役 (株)名古屋三越取締役 (株)岩田屋三越取締役
執行役常務	伊 倉 秀 彦	C F O	(株)三越伊勢丹取締役 (株)エムアイカード取締役 (株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役
執行役常務	西 山 茂	総務統括部長兼 C R O	(株)三越伊勢丹取締役 (株)三越伊勢丹ニッコウトラベル取締役
執行役専務	松 尾 琢 哉	不動産統括部長	(株)札幌丸井三越取締役 新宿サブナード(株)取締役
執行役常務	片 桐 英 樹	業務統括部長	(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン取締役 (株)三越伊勢丹アトムファシリティーズ取締役
執行役常務	金 原 章	チーフオフィサー 室長	(株)ソシエ・ワールド取締役 (株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役 (株)伊勢丹(中国) 投資有限公司取締役

(注記)

1. 取締役のうち、杉江俊彦、竹内徹、伊倉秀彦、西山茂の4氏は、執行役を兼務しております。
2. 当社は、社外取締役である久保山路子、飯島彰己、土井美和子、小山田隆、平田竹男、古川英俊、橋本副孝の7氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。
3. 社外取締役の久保山路子氏の戸籍上の氏名は、岩崎路子であります。
4. 監査委員会委員の白井俊徳氏は、経理部門を担当した後、経営戦略部門での経験が長く、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査委員会委員の小山田隆氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 監査委員会委員の古川英俊氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 非業務執行取締役の白井俊徳氏は、常勤の監査委員会委員であります。当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査委員会委員を選定することとしております。
8. 白井俊徳氏は、2020年6月29日付で(株)エムアイカード監査役を、また、2020年6月24日付で(株)三越伊勢丹ニッコウトラベル監査役を退任いたしました。



9. 当社は、2021年4月1日付で、下記の通り執行役の選任を行っております。

代表執行役社長	細谷 敏幸 (CEO)	
代表執行役副社長	竹内 徹 (CMO)	※CMO: チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー
執行役常務	西山 茂 (CFO兼CRO兼CAO)	※CRO: チーフ・リスク・オフィサー ※CAO: チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
執行役常務	牧野 欣功 (CSDO兼CHRO)	※CSDO: チーフ・ストラテジー&デジタル・オフィサー ※CHRO: チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー

取締役を兼務していた執行役のうち、

- ・杉江俊彦氏は、同日付で㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役代表執行役社長CEO兼㈱三越伊勢丹代表取締役社長執行役員から、㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役兼㈱三越伊勢丹取締役会長に地位、担当および重要な兼職が変更になっております。また、同日付で指名委員会委員を退任いたしました。
 - ・竹内徹氏は、同日付で㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役代表執行役副社長CMO兼㈱三越伊勢丹取締役兼㈱名古屋三越取締役兼㈱岩田屋三越取締役から、㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役代表執行役副社長CMO兼㈱三越伊勢丹副社長執行役員MD統括部長兼㈱札幌丸井三越取締役に地位、担当および重要な兼職が変更になっております。
 - ・伊倉秀彦氏は、同日付で㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役執行役常務CFO兼㈱三越伊勢丹取締役兼㈱エムアイカード取締役兼㈱ジェイアール西日本伊勢丹取締役から、㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役兼㈱岩田屋三越代表取締役社長執行役員に地位、担当および重要な兼職が変更になっております。
 - ・西山茂氏は、同日付で㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役執行役常務総務統括部長兼CRO 兼㈱三越伊勢丹取締役兼㈱三越伊勢丹ニコウトラベル取締役に地位、担当および重要な兼職が変更になっております。また、同日付で報酬委員会委員を退任いたしました。
- また、同日付で、取締役である赤松憲氏の担当および重要な兼職が、会長兼取締役会議長 兼㈱三越伊勢丹取締役会長から、会長兼監査委員会委員に変更になっております。また、社外取締役である久保山路子氏の担当が、監査委員会委員から、取締役会議長に変更になっております。

10. 久保山路子氏は、2021年5月1日付で㈱花王を退職しております。

11. 飯島彰己氏は、2021年4月1日付で㈱三井物産代表取締役会長から同社取締役に地位が変更になっております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

当社は、当事業年度中の2020年6月15日開催の定時株主総会の終結の時をもって指名委員会等設置会社に移行しており、同日付で取締役、監査役の異動がありました。

① 新任<2020年6月15日付>

取締役 (執行役常務)	西山 茂
取締役	白井俊徳
取締役(社外)	平田竹男
取締役(社外)	古川英俊
取締役(社外)	橋本副孝

② 退任<2020年6月15日付>

取締役	武藤隆明
監査役	瀧野良夫
監査役	白井俊徳
監査役(社外)	宮田孝一
監査役(社外)	藤原宏高
監査役(社外)	平田竹男

また、同日開催の取締役会にて、(1)取締役および執行役の氏名等②執行役欄に記載のとおり執行役の選任がありました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役の赤松憲、白井俊徳の2氏、および社外取締役の久保山路子、飯島彰己、土井美和子、小山田隆、平田竹男、古川英俊、橋本副孝の7氏と、当社定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は9氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は(株)三越伊勢丹ホールディングス、(株)三越伊勢丹の取締役、執行役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により、被保険者が負担することになる株主 代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。なお、すべての被保険者の保険料を当社が負担しております。また、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大の過失がある場合の賠償金等については、補填の対象外としています。

(5) 取締役、監査役および執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		(固定報酬) 基本報酬	(業績連動報酬 等) 賞与	(非金銭報酬等) 株式報酬	
取締役	213	195	0	17	14
(うち社外取締役)	(89)	(82)	(0)	(7)	(7)
監査役	20	20	0	0	5
(うち社外監査役)	(7)	(7)	(0)	(0)	(3)
執行役	195	167	9	19	7

(注記)

- 上記の取締役の報酬等には、2020年6月15日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名への支給額を含めております。
- 当社は2020年6月15日開催の第12回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたしました。上記の執行役の報酬等の総額は、移行後に執行役に就任した7名の同年6月15日～2021年3月31日までの在任期間に係るものとなります。その7名のうち取締役を兼務する4名については、移行後の報酬等の総額を取締役としての支給分と執行役としての支給分に分けて記載しており、員数については取締役と執行役の員数に重複して記載しております。
- 上記の監査役5名(うち社外監査役3名)は、同総会終結の時をもって任期満了により退任しております。上記の監査役の報酬等の総額は、2020年4月1日から同年6月15日までの在任期間に係るものとなり、監査役を退任後、取締役に就任した2名については、取締役と監査役の員数に重複して記載しております。
- 当社の役員賞与は、p.37に記載のとおり、業績に連動する算定方法を導入しておりますが、当期につきましてはその算定結果に関わらず、2021年3月期業績の大幅な悪化を勘案し、取締役(執行役を兼務する)への賞与は支給しないものといたします。なお、取締役を兼務しない執行役につきましては、P.36に記載の方針に基づき、賞与を支給しております。
- 当社は2021年3月期において従来の株式報酬型ストックオプションを改定し、P.36に記載の方針に基づき、株価連動型譲渡制限付株式報酬(日本国非居住者等へは同等の条件の株価連動型金銭報酬)を導入しております(P.38のとおり)。非金銭報酬等には、この株価連動型譲渡制限付株式(および株価連動型金銭報酬)に係る費用のうち、2021年3月期中に費用計上した額を記載しております。また、当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況につきましてはP.31に記載しております。

(6) 取締役および執行役（以下、「執行役等」）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 役員の報酬等に関する方針

当社は、2020年11月11日開催の報酬委員会にて、役員報酬に関する基本原則を以下のとおり決意いたしました。

1. 株主と役員の利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
3. 産業界全般における比較において遜色のない水準の提供
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性、透明性の確保

また、当社では役員報酬体系を、固定報酬である「基本報酬」、単年度業績に連動する「賞与」、中長期インセンティブとしての「株式報酬」の3つで構成しており、執行役等の年間報酬額に占める各構成要素の比率（賞与および株式報酬の目標達成時）は以下のとおりとなります。

	基本報酬	賞与	株式報酬
取締役（執行役兼務者除く）	12ヶ月（約92%強）	なし	1ヶ月（約8%弱）
執行役（取締役兼務者含む）	12ヶ月（60%）	5か月（25%）	3ヶ月（15%）

執行役等への個別報酬額については、「役員報酬ガイドライン」の規定に基づき、報酬委員会において審議のうえ、毎期、同委員会にて意思および報酬額を決定しております。

② 各報酬の内容

1) 固定報酬（基本報酬）

執行役等の基本報酬は、規定された報酬テーブルに基づき毎月定額で支払われます。基本報酬は、毎期、外部のコンサルティング会社の職務分析・評価の手法により作成された個人別報酬額案の妥当性を報酬委員会にて審議の上、決議しております。

2)業績連動報酬等（賞与）

執行役に対しては、報酬原則を反映し目標達成を強く動機づけるために、下記のとりの業績連動型賞与を導入しております。なお、執行役を兼務しない取締役へは賞与支給はありません。

基準賞与額＝月額基本報酬額×5ヶ月

賞与支給額＝基準賞与額×〔1〕支給率（全社業績目標達成度）×〔3〕配分比率（ウエイト）
 ＋基準賞与額×〔2〕支給率（個人の定性評価）×〔3〕配分比率（ウエイト）

〔1〕支給率（全社業績目標達成度）

	第10期 (2018年3月期)	第11期 (2019年3月期)	第12期 (2020年3月期)	第13期 (2021年3月期)
連結営業利益目標額	250億円	290億円	300億円	—
連結営業利益実績額	244億円	292億円	156億円	▲209億円

営業利益目標を達成した場合の支給率を1.00とし、下限(支給率0.00)～上限(支給率2.00)で比例配分となるように設計しております。その上・下限における連結営業利益額は、目標額の絶対水準を鑑みながらメリハリのある設定となるよう每期判断し決定しております。

〔2〕支給率（個人の定性評価）

執行役の定性評価の支給率は、被評価者と代表執行役社長等の評価者との間で期初に面談し設定した定性的な目標の実現度を、期末に評価者が50%～150%の5段階で評価し、報酬委員会に諮ることとしております。

〔3〕配分比率（ウエイト）

配分比率（ウエイト）は、全社業績に対する最終責任者である代表執行役社長については全社業績目標達成度の配分比率を100%とし、その他の執行役についてはその比率を60%としております。

	全社業績目標達成度	個人の定性評価
代表執行役社長	100%	0%
その他の執行役 (代表執行役副社長含む)	60%	40%

3)非金銭報酬等（株式報酬）

取締役、執行役をはじめとする当社グループ役員に対し、株主価値の向上に対する意識を高めるとともに、当社グループの中長期的な業績向上へのインセンティブ効果を高めることを目的として、2021年3月期において従来の株式報酬型ストックオプションを改定し、一定の株価連動条件を付した譲渡制限付株式報酬を導入しております。

金銭報酬債権額	月額基本報酬額×3ヶ月分×150%（非業務執行取締役は月額基本報酬額×1ヶ月分）	
報酬対象期間	1年間	
譲渡制限期間	30年間 ※ただし譲渡制限期間中に当社グループ全役員のいずれの地位からも任期満了若しくは当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合は譲渡制限を解除	
株価連動条件 （譲渡制限解除率） ※この株価連動条件は非業務執行取締役には設定していません。	評価期間	3事業年度
	連動幅	33.3～100% ※対TOPIX伸長率が100%のときに譲渡制限が解除される本割当株式の数を100%とした場合に、対TOPIX伸長率に連動して50～150%の範囲で譲渡制限が解除されるように設定。
	連動指標・連動方法	譲渡制限解除率（%）＝当社TSR÷TOPIX伸長率×2／3×100% ※1：当社TSR＝（B＋C）÷A ※2：TOPIX伸長率＝E÷D A：東証第1部における評価期間開始前3ヶ月間の当社普通株式の終値平均額 B：同市場における評価期間終了前3ヶ月間の当社の普通株式の終値平均額 C：評価期間中の当社の1株あたりの配当額の合計 D：評価期間開始前3ヶ月間のTOPIXの平均額 E：評価期間終了前3ヶ月間のTOPIXの平均額

※なお、本制度に基づき付与された当事業年度分の譲渡制限株式に対する株価連動条件（譲渡制限解除率）の連動指標の確定は、評価期間とする3事業年度（2020年4月1日～2023年3月31日）終了後となります。

※この譲渡制限付株式報酬については、導入初年度における運用上の課題等を総合的に勘案し、2022年3月期以降の対応方法を検討してまいります。

③2021年3月期に係る執行役等の個人別報酬等の内容が①の方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

報酬水準については上記①の役員報酬原則「3. 産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般とし、上場企業が数多く参加する報酬サーベイに每期参画し、年収ベースで業績・株価への連動報酬が目標達成時に平均相当となるよう報酬委員会にて検証しております。

また、2021年3月期中に株価連動型譲渡制限付株式報酬を導入したことにより、報酬委員会では同原則「1. 株主と役員の利害一致の促進」「2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大」が推進されたものと判断しております。

執行役等の個人別の報酬の内容については、報酬委員会が役員報酬原則に基づき上記の具体的な基準を決定し当該基準に従い決定したため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(7) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

重要な兼職先である法人等と当社の関係	
取締役 久保山路子	社外取締役の久保山路子氏の兼職先である花王(株)と当社グループの間に特別な関係はありません。 また、(株)三井住友銀行と当社および当社グループの間に借入金等の取引関係がありますが、その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、(株)Kids Smile Holdings、その子会社である(株)Kids Smile Projectと当社グループの間に特別な関係はありません。
取締役 飯島 彰己	社外取締役の飯島彰己氏の兼職先である三井物産(株)と当社子会社との間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。 また、(株)リコー、ソフトバンクグループ(株)、日本銀行と当社グループの間に特別な関係はありません。
取締役 土井美和子	社外取締役の土井美和子氏の兼職先である国立研究開発法人情報通信研究機構、奈良先端科学技術大学院大学、東北大学、(株)SUBARU、日本特殊陶業(株)と当社グループの間に特別な関係はありません。
取締役 小山田 隆	社外取締役の小山田隆氏の兼職先である(株)三菱UFJ銀行は、当社発行株式の1.19%を有する株主であります。また、当社および当社グループとの間に借入金等の取引関係がありますが、その借入額は当社の直近の連結総資産の3%未満であります。 また、三菱総研DCS(株)、三菱電機(株)、協和キリン(株)と当社グループの間に特別な関係はありません。
取締役 平田 竹男	社外取締役の平田竹男氏の兼職先である早稲田大学、楽天(株)（現楽天グループ(株)）、日本スポーツ産業学会と当社グループの間に特別な関係はありません。
取締役 古川 英俊	社外取締役の古川英俊氏の兼職先である(株)SMBC信託銀行との間に特別な関係はありません。
取締役 橋本 副孝	社外取締役の橋本副孝氏の兼職先である東京八丁堀法律事務所、(株)コクヨと当社グループの間に特別な関係はありません。 また、損害保険ジャパン(株)との間に取引関係がありますが、保険契約に関する一般的な内容であり、一般株主との利益相反になるような特別な関係はありません。



②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
取締役	久保山路子	取締役会 13回／13回 監査委員会 16回／16回	同氏は、マーケティング分野における豊富な知識と経験によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っています。
取締役	飯島 彰己	取締役会 13回／13回 指名委員会 9回／9回 報酬委員会 9回／9回	同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、ガバナンスに関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、指名委員会では、CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等の審議、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の決定にあたり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めました。 さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定を行っています。
取締役	土井美和子	取締役会 13回／13回 指名委員会 9回／9回 報酬委員会 9回／9回	同氏は、デジタル・IT分野における豊富な知識・経験によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 指名委員会では、CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定しています。 さらに、報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定にあたり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めました。
取締役	小山田 隆	取締役会 13回／13回 指名委員会 9回／9回 監査委員会 16回／16回	同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識、およびガバナンスに関する知見によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、指名委員会では、CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定しています。 さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っています。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

区分	氏名	主な活動状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
取締役	平田 竹男	取締役会 12回／13回 監査役会 4回／4回 報酬委員会 8回／9回	同氏は、これまでの多岐に渡る豊富な経験に基づく幅広い見識によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等を決定しています。
取締役	古川 英俊	取締役会 9回／9回 指名委員会 9回／9回 監査委員会 16回／16回	同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、指名委員会の委員として、CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定しています。 さらに、監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っています。
取締役	橋本 副孝	取締役会 9回／9回 監査委員会 16回／16回	同氏は、企業法務に代表される弁護士としての専門的見地と、監査に関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っています。

(注記)

1. 当社は、2020年6月15日開催の第12回定時株主総会において監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したため、指名委員会、報酬委員会および監査委員会の出席状況は2020年6月15日以降の状況を記載しています。また、平田竹男氏は、同株主総会終結時までは監査役であったため、出席取締役会の回数には監査役として取締役会に出席した回数も含めて記載しています。
2. 古川英俊氏および橋本副孝氏は、2020年6月15日開催の第12回定時株主総会において取締役に就任したため、就任後の取締役会出席状況を記載しています。

なお、取締役会の実効性向上の一環として、非業務執行取締役による「エグゼクティブセッション」を年2回開催し、当社グループの経営課題への認識や目指すべき方向性等について幅広く意見交換を行い、社外役員の当社に関する理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てました。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	112百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
合計	112百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	227百万円

(注記) 1. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第4項の同意をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津滨海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項および第6項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。

配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としておりますが、中長期的には利益成長にあわせた安定的な増配をめざしてまいります。

6 コーポレート・ガバナンスに関する取組み

《基本的な考え方》

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革とあわせて、コーポレート・ガバナンス改革を推進しております。その一環として、一層のガバナンスの高度化を図ることを目的に、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。

企業活動の透明性を確保し、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、皆様からより一層信頼される企業グループをめざし、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでまいります。

《取締役会、法定3委員会、および執行体制等について》

＜取締役会の責務＞

当社は2020年6月に指名委員会等設置会社に移行しました。この機関設計の変更により「執行」と「監督」の役割を明確に分離し、取締役会の役割をグループの大局的な方向付けと業務執行に対する監督・モニタリングに特化することで、取締役会の監督機能強化を図っています。

経営のモニタリングに適した体制とするため、取締役会の構成は社外取締役を過半数とし、2021年4月より社外取締役を議長としています。

＜法定3委員会の責務＞

①指名委員会

株主総会に提出する取締役の選解任議案の決定、取締役会で決議する法定3委員会の委員案や執行役等の役員人事案の審議、CEOの後継者計画（サクセッションプラン）および役員選解任基準等の審議を行っています。

②報酬委員会

企業価値向上に向けた役員のインセンティブの在り方等、役員報酬制度について課題と方向性を審議し、個別報酬額等の決定を行っています。

③監査委員会

執行役および取締役の職務執行の監査、内部統制システムの状況の監査、および会計監査人の選解任に関する評価を行い、監査を通じて取締役会の監督機能を担っています。また、内部監査部門およびグループ各社の監査役と連携して、グループ全体を網羅する監査体制のさらなる充実を図っています。

＜執行側の体制・機関＞

- ・当社では、執行役を指名委員会の審議を経た上で取締役会にて選任しています。代表執行役および他の執行役は、取締役会により定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき委任を受けたチーフオフィサーの役割を担い、業務執行の決定と業務の執行を行います。
- ・当社は、執行役全員により構成される意思決定機関である執行役会を設置し、当社の業務執行にかかる重要事項の決裁、並びに当社グループ全体にかかる事業戦略および複数のグループ会社に関連する横断的な案件等の審議または決定を行います。

≪役員の「指名」に関する方針≫

当社では、「役員在任年齢上限規程」により在任の上限年齢と上限任期を役位ごとに定め、適切なローテーションを促しております。そのうえで、代表執行役および役付執行役を含む執行役の選任、および1年間の委任契約期間満了後の再任の可否については、当社グループの「私たちの考え方」の具現化に資する人材であるか等の定性的な面とともに、各人の委任契約期間における定量的な成果、および第三者機関による経営人材評価等の客観的データ等を適切に評価し指名委員会にて判断することとしており、公正性・透明性を担保しております。

◆CEOの選任および再任可否の判断

①現任CEOの再任可否の判断

指名委員会にて、就任時にCEO本人より想定在任期間のコミットメント（必達目標）を提案し、その是非を審議。翌年以降は、CEOよりコミットメントに対する結果、進捗状況、およびその時点における総括や、今後の見通し、および解決すべき課題等を説明し、CEO本人は退席のうえ、委員である社外取締役4名のみでCEO継続の可否を審議することとしております。

②CEOの後継者計画（サクセッションプラン）

指名委員会にて、次期CEOの候補者（緊急時、任期上限前交代時、任期上限時）のリストアップ、CEOに求められる必要要件の明確化、外部の経営人材評価機関によるコーチング等を含む各候補者の育成計画や、今後経験させるべき分野への異動配置案等を定期的に報告・共有したうえで、社外取締役が候補者をモニタリングできる機会を積極的に設けています。また、次期CEOの候補者群の形成については、管理職からの選抜教育や、役員就任後の教育機会を体系的に設定しております。

このように、CEOの再任可否の判断ならびにサクセッションプランについては、指名委員会における最重要事項に位置づけ、透明性・公平性を確保しつつ取り組んでおり、その在り方を委員会で積極的に審議し、その過程において指名委員以外のすべての社外取締役からも意見聴取するなど、さらなる高度化を図っています。

◆取締役候補者の指名を行うにあたっての方針

取締役候補者の指名にあたっては、高い倫理観とともに、幅広くかつ専門性の高い知識とスキルを有した多様なメンバーで構成されるよう考慮しています。特に社外取締役については、実業界で執行経験を十分に有する方をはじめとして、その客観的かつ専門的な視点からの幅広い意見を積極的に取り入れ、バランスの取れた経営を行うために、異なる分野・業界から招聘することとしております。

取締役候補者については、社外取締役が過半数かつ委員長を務める指名委員会にて決議し、株主総会へ上程いたします。また、経営陣幹部である執行役については指名委員会にて審議のうえ、取締役会で決議いたします。

このように、ガバナンス上重要な「指名」に関する審議や意思決定を社外取締役主導で行い、今後の指名委員会においても当社の役員選任基準の一層の明確化に努めてまいります。

≪役員の「報酬」に関する方針≫

当社の現在の役員報酬についての基本方針と構成は35～39ページに記載の通りです。当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして役員報酬制度がより一層機能するよう、業績の連動方法や株式報酬のあり方等について、引き続き報酬委員会にて審議を継続してまいります。

《取締役会実効性評価》

◆目的とプロセス

当社では2016年度以降、毎年度「取締役会の実効性分析・評価」を行っており、抽出された課題について継続的な改善を着実に実施していくことで、取締役会のさらなる実効性向上に取り組んでいます。具体的には、社内外の取締役・監査役全員への個別アンケートを実施し、取締役会の構成や審議内容、事務局によるサポート等の運営面や、役員の「指名」や「報酬」の決定プロセス等について、定量・定性の両面から評価しております。

さらに、2020年度は、第三者であるアドバイザーの新たな視点を盛り込んだアンケートを実施し、取組みを深めております。

◆結果分析と課題抽出

評価結果では、「十分できている」または「概ねできている」の肯定的な回答が過半数を占めました。また、グループの大局的な方向付けのための中長期的な戦略、業務執行に対する監督のための活発な議論が為されているとの意見が複数あり、当社取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。一方、業務執行からの取締役会に対する説明、取締役会に上程する前の議論の深度、ステークホルダーとの対話を踏まえた議論等について、課題との指摘がありました。

◆次年度の取組み

社外取締役を議長とした新しい体制の中で、今回の実効性評価の結果を踏まえて、以下の課題改善に努めてまいります。

- i) 取締役会の決議や報告の前提となる、執行役会における議論の質を高め、さらなる実効性向上に努めてまいります。
- ii) 取締役会の他、自由闊達な議論の場として、取締役ミーティングの開催や非業務執行取締役によるミーティングの場を拡充してまいります。

《政策保有株式に関する方針》

◆当社の政策保有株式の方針

当社グループは、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式については、毎年取締役会において、保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、市場環境や保有銘柄の状況等を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

◆政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、当該会社の持続的な企業価値の向上に繋がるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

◆政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなど、売却等を妨げる行為は行いません。

（注記）本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	1,198,303
流動資産	282,448
現金及び預金	100,041
受取手形及び売掛金	116,415
有価証券	1,683
たな卸資産	29,782
その他	38,730
貸倒引当金	△4,205
固定資産	915,751
有形固定資産	710,252
建物及び構築物	161,238
土地	521,541
建設仮勘定	7,649
使用権資産	2,273
その他	17,550
無形固定資産	38,863
ソフトウェア	15,410
その他	23,453
投資その他の資産	166,635
投資有価証券	110,558
長期貸付金	177
差入保証金	44,910
退職給付に係る資産	3,570
繰延税金資産	3,270
その他	4,318
貸倒引当金	△170
繰延資産	102
社債発行費	102
合計	1,198,303

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	690,027
流動負債	377,853
支払手形及び買掛金	83,140
短期借入金	31,084
コマーシャル・ペーパー	50,000
未払法人税等	1,834
商品券	80,012
賞与引当金	6,415
ポイント引当金	8,581
商品券回収損引当金	36,154
その他	80,630
固定負債	312,173
社債	40,000
長期借入金	87,800
繰延税金負債	128,522
退職給付に係る負債	34,570
関係会社事業損失引当金	29
持分法適用に伴う負債	2,811
その他	18,440
純資産の部	508,275
株主資本	494,962
資本金	50,995
資本剰余金	323,755
利益剰余金	138,865
自己株式	△18,654
その他の包括利益累計額	6,973
その他有価証券評価差額金	3,240
繰延ヘッジ損益	46
為替換算調整勘定	4,923
退職給付に係る調整累計額	△1,236
新株予約権	1,447
非支配株主持分	4,891
合計	1,198,303

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)		
科 目	金 額	
売上高	816,009	
売上原価	588,443	
売上総利益	227,565	
販売費及び一般管理費	248,542	
営業損失	△20,976	
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,081	
持分法による投資利益	2,003	
未回収商品券受入益	6,722	
固定資産受贈益	3,247	
その他	2,749	15,804
営業外費用		
支払利息	893	
固定資産除却損	1,757	
商品券回収損引当金繰入額	6,445	
その他	2,902	11,999
経常損失	△17,171	
特別利益		
関係会社株式売却益	7,151	
雇用調整助成金等	5,998	13,150
特別損失		
固定資産処分損	1,205	
減損損失	6,605	
投資有価証券評価損	1,230	
関係会社株式評価損	599	
店舗閉鎖損失	1,754	
事業構造改善費用	2,592	
新型コロナウイルス感染症による損失	12,637	
その他	349	26,975
税金等調整前当期純損失	△30,997	
法人税、住民税及び事業税	2,852	
法人税等調整額	8,231	11,083
当期純損失	△42,080	
非支配株主に帰属する当期純損失	△1,001	
親会社株主に帰属する当期純損失	△41,078	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)		
科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,197	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,737	
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,733	
現金及び現金同等物に係る換算差額	53	
現金及び現金同等物の増減額	26,247	
現金及び現金同等物の期首残高	76,659	
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	△108	
現金及び現金同等物の期末残高	102,797	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ⑥
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関口 依里 ⑥
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 衣川 清隆 ⑥
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	777,598
流動資産	199,730
現金及び預金	80,894
関係会社短期貸付金	125,701
未収還付法人税等	3,069
未収収益	8,222
その他	1,070
貸倒引当金	△19,229
固定資産	577,765
有形固定資産	4
器具及び備品	4
無形固定資産	2
ソフトウェア	2
投資その他の資産	577,758
投資有価証券	510
関係会社株式	451,587
関係会社長期貸付金	125,300
繰延税金資産	257
その他	102
繰延資産	102
社債発行費	102
合計	777,598

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	332,685
流動負債	197,038
短期借入金	28,000
関係会社短期借入金	116,414
コマーシャル・ペーパー	50,000
未払金	110
未払費用	1,911
賞与引当金	30
未払法人税等	194
その他	378
固定負債	135,646
社債	40,000
長期借入金	87,800
関係会社事業損失引当金	5,035
債務保証損失引当金	2,811
純資産の部	444,913
株主資本	443,465
資本金	50,995
資本剰余金	397,660
資本準備金	19,343
その他資本剰余金	378,317
利益剰余金	13,466
その他利益剰余金	13,466
繰越利益剰余金	13,466
自己株式	△18,657
新株予約権	1,447
合計	777,598

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取配当金	15,024	
経営指導料	7,825	
役務収益	878	23,728
販売費及び一般管理費		8,659
営業利益		15,069
営業外収益		
受取利息	1,346	
その他	31	1,377
営業外費用		
支払利息	1,162	
その他	2,895	4,058
経常利益		12,388
特別損失		
貸倒引当金繰入額	5,128	
関係会社事業損失引当金繰入額	2,085	
関係会社株式評価損	918	8,132
税引前当期純利益		4,256
法人税、住民税及び事業税	△19	
法人税等調整額	84	64
当期純利益		4,191

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅村	一彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関口	依里	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣川	清隆	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監査委員会 監査報告書 謄本

監査報告書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(注) 当社は2020年6月15日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しておりますが、2020年4月1日から移行日前日までは、監査役会が会社法に従いその職務を行いました。監査委員会は監査役会からかかる監査の引継ぎを受けております。

2021年5月12日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 監査委員会
常勤監査委員 白井 俊徳
常勤監査委員 赤松 憲
監査委員 小山田 隆
監査委員 古川 英俊
監査委員 橋本 副孝

(注) 監査委員 小山田 隆、古川 英俊、橋本 副孝は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

(注) 常勤監査委員の赤松 憲は2021年4月1日に就任いたしましたので、第13期事業年度の取締役および執行役の職務の執行の監査につきましては、他の監査委員から説明を受け、重要な書類を閲覧して調査を行いました。

以上

招集(通知)

株主総会
参考書類

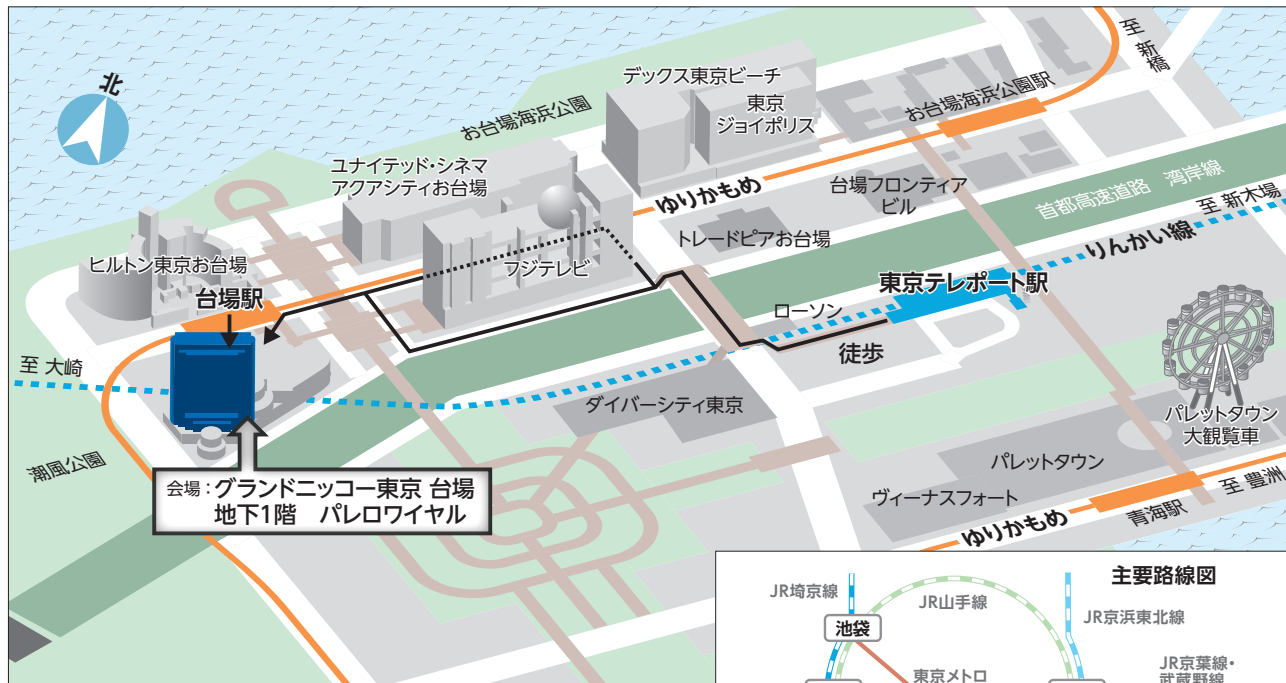
事業報告

連結計算書類

計算書類

定時株主総会会場 ご案内図

会場 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル



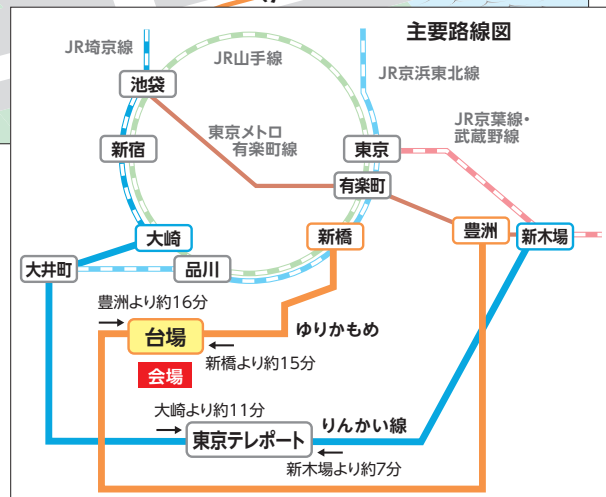
最寄駅

ゆりかもめ 台場駅直結 (改札を出て右にお進みください)
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

路線バス 路線バスもご利用いただけます。

お台場レインボーバス (田町駅東口または品川駅港南口 (東口)
→グランドニッコー東京 台場下車)
(所要時間20分から25分前後)

総会会場と東京テレポート駅との送迎バスは運行いたしません。



駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

株主総会のお土産はご用意いたしておりません。



法令及び定款に基づく インターネット開示事項

1. 会社の新株予約権等に関する事項
(2021年3月31日現在)
2. 業務の適正を確保するための体制の
整備に関する事項
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 個別注記表
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.imhds.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社取締役および執行役が保有している新株予約権等の状況

	名 称	個数(個)	保有者数(名)
取締役 (社外を除く)	第 15 回 新株予約権	60	1
	第 17 回 新株予約権	89	1
	第 18 回 新株予約権	117	1
	第 19 回 新株予約権	184	2
	第 20 回 新株予約権	108	1
	第 21 回 新株予約権	264	4
	第 23 回 新株予約権	219	4
	第 25 回 新株予約権	208	4
	第 27 回 新株予約権	225	3
	第 29 回 新株予約権	538	4
	第 31 回 新株予約権	486	4
	第 33 回 新株予約権	639	4
取締役 (社外)	該当ありません。		
執行役	第 20 回 新株予約権	40	1
	第 23 回 新株予約権	30	1
	第 25 回 新株予約権	65	1
	第 27 回 新株予約権	94	1
	第 30 回 新株予約権	105	1
	第 32 回 新株予約権	85	1
	第 33 回 新株予約権	155	2
	第 34 回 新株予約権	115	1

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

第15回新株予約権（2011年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 930個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 93,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり97,000円（1株あたり970円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2012年3月1日から2027年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第17回新株予約権（2012年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,450個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 245,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり84,500円（1株あたり845円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2013年3月1日から2028年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第18回新株予約権（2012年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,496個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 149,600株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり84,500円（1株あたり845円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2013年3月1日から2028年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第19回新株予約権（2013年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,053個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 205,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,500円（1株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2014年3月1日から2029年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第20回新株予約権（2013年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,540個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 154,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,500円（1株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2014年3月1日から2029年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第21回新株予約権（2014年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,800個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 180,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり114,600円（1株あたり1,146円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2015年3月1日から2030年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第23回新株予約権（2015年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,514個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 151,400株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり169,000円（1株あたり1,690円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2016年3月1日から2031年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第25回新株予約権（2016年2月16日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,307個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 130,700株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり126,600円（1株あたり1,266円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2017年3月1日から2032年2月16日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第27回新株予約権（2017年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,962個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 196,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり133,600円（1株あたり1,336円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年3月1日から2033年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第29回新株予約権（2017年10月13日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,683個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 168,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり121,400円（1株あたり1,214円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年11月1日から2033年10月13日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第30回新株予約権（2017年10月13日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,172個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 117,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり121,400円（1株あたり1,214円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年11月1日から2033年10月13日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第31回新株予約権（2018年7月3日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,045個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 104,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり130,200円（1株あたり1,302円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2019年8月1日から2034年7月3日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第32回新株予約権（2018年7月3日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,054個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 105,400株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり130,200円（1株あたり1,302円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2019年8月1日から2034年7月3日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第33回新株予約権（2019年7月2日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,233個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 123,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり85,400円（1株あたり854円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2020年8月1日から2035年7月2日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ

役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第34回新株予約権（2019年7月2日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,284個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 128,400株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり85,400円（1株あたり854円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2020年8月1日から2035年7月2日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ

役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの基本方針

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「当社」という。）は、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るため、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1. コンプライアンス体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法第416条1項1号ホ、会社法施行規則第112条2項4号）

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り定例開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項（以下「法定の付議事項」という。）を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 総務統括部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2. リスクマネジメント体制

「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第112条2項2号）

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法第24条の4の4）

- (1)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (4)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制に関する I T（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

4. 情報保存管理体制

「当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則第112条2項1号）

- (1)執行役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
 - ①株主総会議事録
 - ②取締役会議事録
 - ③執行役会議事録
 - ④計算書類
 - ⑤官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - ⑥その他取締役会が決定する書類
- (2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役、執行役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項3号）

- (1)執行役の業務執行の分掌や指揮命令関係は取締役会で決定する。
- (2)取締役会は法定の付議事項を中心に決議し、その他の重要案件の意思決定は執行役に権限委譲する。執行役を中心メンバーとする執行役会にてそれら重要案件を審議のうえ決議・決定する。
- (3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4)チーフオフィサー制を採用し、代表執行役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、複数の部門にまたがる当社グループ全体の課題に関する統括業務の推進を行う。

(5)業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項5号）

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

1. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」（会社法施行規則第112条2項5号イ）

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

2. 「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第112条2項5号ロ）

(1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメントに関する所管部署として、当社総務統括部内に専門部署を設置する。当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。

(2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表執行役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

3. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項5号ハ）

(1)当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取り締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

(2)当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社執行役会または取締役会の承認決議を受ける。

4. 「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項5号ニ）

- (1) 内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査委員会スタッフに関する事項

「当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則第112条1項1号、2号、3号）

- (1) 監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、スタッフ（以下「監査委員会スタッフ」という。）を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査委員会スタッフは、監査委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有する。
- (3) 監査委員会スタッフは、業務執行組織から独立し、専属として監査委員会の指揮命令に従いその職務を行う。当該スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査委員会の同意を必要とする。
- (4) 当社グループ全体の監査体制強化のため、監査委員会スタッフを非常勤監査役として各グループ会社に派遣する。

8. 監査委員会への報告に関する体制

1. 「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」（会社法施行規則第112条1項4号イ）

「当社の子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制」（会社法施行規則第112条1項4号ロ）

- (1) 取締役、執行役および使用人が監査委員会の求めに応じてまたは事案発生時に遅滞なく監査委員会に報告すべき事項を取締役会が定める「監査委員会規程」に定め、取締役、執行役および使用人は必要な報告を行うものとする。なお、監査委員会は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、執行役、使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。
- (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用を維持し、その運用状況、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告することとする。

2. 「1の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」(会社法施行規則第112条1項5号)

監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」(会社法施行規則第112条1項6号)

監査委員がその職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

「その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第112条1項7号)

(1) 監査委員会は情報収集、情報共有および課題認識の共有のため、代表執行役、取締役会議長、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(2) 監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。

(3) 内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画、監査結果および監査の状況を監査委員会に報告するほか、情報交換等の連携を図る。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合等、その必要が認められる場合には、内部監査部門に対して調査を求め、具体的な指示をすることができる。また、内部監査部門の長の人事および懲戒には監査委員会の同意を必要とする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における同体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

◆コンプライアンスに関する取組みの状況

- ・ 当期は取締役会を13回実施し、重要事項の審議・決議、業務執行に関する報告を実施いたしました。
- ・ 法令遵守体制の維持・向上のために、コンプライアンス・ガイドブックの改定のほか、新入社員研修、管理

職等の昇格時研修、新任研修、職務・階層に応じたコンプライアンス研修などを実施いたしました。

- ・内部監査部門は、金額のおよび質的な重要性から選定されたグループ会社を対象に、金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施することで財務報告の適正性確保を図るとともに、業務の有効性・妥当性の監査を行い、評価と改善提案をいたしました。
- ・公益通報者保護法に基づく「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、社外の専門会社・社内の専門部署・社外の弁護士事務所が通報を受ける体制を整備しております。
- ・また、当社グループは改めて公正な取引を推進するにあたり、公正取引に関する指針に不当な取引の禁止を定めております。グループ全社に対し、公正取引委員推進部会を開催し、外部講師による「独占禁止法や下請法の現状」の講義の場を設けるなど、公正取引の強化徹底に努めております。

◆リスクマネジメントに関する取り組みの状況

- ・代表執行役社長が議長を務める「コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議」を年2回開催し、リスクマネジメント推進体制の構築、重点リスクの選定、リスクへの対応計画等について情報共有しグループ全体の総合的なリスクマネジメントの実現を図っております。
- ・当社は大規模災害、パンデミック等を想定した「事業継続計画（BCP）」を策定しております。計画の一部見直しや計画に基づく訓練を実施し、実効性の向上に努めています。
- ・新型コロナウイルスへの対応につきましては、代表執行役社長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を定期的に開催し、感染拡大防止対策等の重要な意思決定を行い、顧客や従業員の健康安全を守りながら事業継続に取り組んでおります。

◆グループ会社管理に関する取り組みの状況

- ・「グループ会社管理規程」に定める当社への報告および協議ルールに基づき、グループ全社の業務の適正性を確保しております。
- ・グループ会社の経営の独立性を尊重しつつ、業務の適正性の推進のために必要に応じてグループ会社に取り締役・監査役を派遣し、経営の把握に努めております。
- ・グループ会社の新任役員を対象に、会社法に関する理解を深めるためのコンプライアンス研修を定期的に実施しております。

◆監査委員会の職務執行に関する状況

- ・監査委員会は、代表執行役社長と定期的に意見交換会を行うほか、執行役等から報告を受け、また常勤の委員を中心に執行役会等の社内の重要な会議に出席することにより、経営陣の職務の執行状況および内部統制の整備・運用の状況を確認しております。
- ・監査委員会は、内部監査部門および会計監査人から監査の状況や監査結果等について定期的に説明と報告を受けるほか、適宜情報共有および意見交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。また、監査委員会は、取締役会議長との意見交換を行う機会を定期的に設けております。
- ・監査委員会の職務を補助する組織として、当期に新設した取締役会室内に監査委員会運営部を設置し、専任のスタッフを配置しております。また、監査委員会運営部から国内グループ各社に非常勤監査役を派遣し、グループ監査体制の強化を図っております。

3. 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,790	322,985	183,644	△19,304	538,115
当期変動額					
新株の発行	205	205	—	—	410
剰余金の配当	—	—	△3,422	—	△3,422
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	△41,078	—	△41,078
自己株式の取得	—	—	—	△2	△2
自己株式の処分	—	△343	—	653	309
連結及び持分法適用範囲の変更	—	908	△278	—	630
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	205	770	△44,778	650	△43,153
当期末残高	50,995	323,755	138,865	△18,654	494,962

(単位：百万円)

科 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,523	43	4,625	△1,962	4,229	1,857	5,958	550,161
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	410
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△3,422
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	—	—	—	—	—	△41,078
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△2
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	309
連結及び持分法適用範囲の変更	—	—	—	—	—	—	—	630
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,717	3	297	726	2,744	△409	△1,066	1,267
当期変動額合計	1,717	3	297	726	2,744	△409	△1,066	△41,885
当期末残高	3,240	46	4,923	△1,236	6,973	1,447	4,891	508,275

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 38社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟三越伊勢丹、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津滨海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール) L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、米国三越 I N C.、イタリア三越 S. r. l.、(株)エムアイカード

当連結会計年度において、ライム ツリー シッピングAGは新たに設立したため、(株)三越伊勢丹イノベーションズは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

アイシージェイ デパートメントストアSdn. Bhd. については清算することを決定したため、(株)三越伊勢丹不動産は株式譲渡により、連結の範囲から除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

(株)レオテックス、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、(株)ファッションヘッドライン、(株)レオマート

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 9社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーC o., L t d.、新宿サブナード(株)、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、仁恒伊勢丹商業有限公司、(株)エムアイフードスタイル、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹

当連結会計年度において、仁恒伊勢丹商業有限公司は新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（サカエチカマチ㈱他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）L t d.、イセタン（タイランド）C o. , L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、米国三越 I N C.、イタリア三越 S. r. l.、イセタンミツコシ（イタリア）S. r. l. の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品

主として売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他

主として先入先出法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5～11年)による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～11年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

[表示方法の変更に関する注記]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、「重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 3,356百万円 固定資産 609,049百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の計画を基礎に、新型コロナウイルス感染症の収束時期や事業計画後の売上成長率を総合的に勘案して、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、外部評価機関による不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通し、新型コロナウイルス感染症の影響並びに事業計画後の売上成長率であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で翌年度のインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2023年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

事業計画後の売上成長率については、百貨店業界を取り巻く経済環境や店舗固有の事象、将来の不確実性を勘案して算定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響を正確に予測することが困難な状況であるため、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合や消費者行動の変化により売上成長率が乖離した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 19,869百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来課税所得の見積りは、翌年度の計画を基礎に、新型コロナウイルス感染症の収束時期や店舗休業の影響を含んだ新型コロナウイルス感染症の影響などについて一定の仮定を設けて織り込んでおり、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

②主要な仮定

将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率、インバウンド需要の回復見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で翌年度のインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2023年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

予測される将来課税所得の見積りについては、昨今の不確実性の高い経済環境を鑑み、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、将来の不確実性に対処すべく３年間の見積可能期間において弾力性のある見積りを行っております。緊急事態宣言に伴う店舗臨時休業の長期化など不測の事態が生じた場合には、翌年度において繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。一方で、今後国内におけるワクチン接種が進み、新型コロナウイルス感染症の影響が早期収束に向かうなど、将来の不確実性が低減された場合には、翌年度において繰延税金資産が追加で計上される可能性があります。

[追加情報]

(連結納税制度導入に伴う会計処理)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第５号 2015年１月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第７号 2015年１月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	359,118百万円
2. 偶発債務	
保証債務等	
従業員住宅ローン保証	40百万円
関係会社借入金等債務保証	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	(注) 7,989百万円
保証債務等合計	8,029百万円
(注) 上記金額については、債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。	
3. たな卸資産の内訳	
商品	28,907百万円
製品	5百万円
仕掛品	320百万円
原材料及び貯蔵品	549百万円
たな卸資産合計	29,782百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 減損損失

当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物 建設仮勘定 使用権資産 その他	13 2 1,343 404	シンガポール伊勢丹（シンガポール）
店舗	土地	1,725	札幌三越店（北海道札幌市）
営業用システム	ソフトウェア	821	東京都中央区
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	403 228 77	福岡三越店（福岡県福岡市）
店舗	建物及び構築物 その他	267 51	伊勢丹立川店（東京都立川市）
店舗	建物及び構築物 その他	209 58	クアラルンプール伊勢丹（マレーシア）
店舗・その他	建物及び構築物 使用権資産 ソフトウェア その他	214 50 59 123	ソシエ（東京都渋谷区 他）他
店舗	建物及び構築物 その他	170 33	広島三越店（広島県広島市）
船舶	その他	182	ライム ツリー クルーゼズ （オランダアムステルダム）
店舗	建物及び構築物	152	三越恵比寿店（東京都渋谷区）
その他店舗	建物及び構築物 土地 ソフトウェア のれん 差入保証金 その他	265 17 28 7 19 133	愛知県名古屋市中区 他
	合計	7,067	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、389百万円は「店舗閉鎖損失」、72百万円は「その他」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%～11%で割り引いて算定しております。

2. 事業構造改善費用

主に株式会社松山三越、株式会社名古屋三越のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

3. 新型コロナウイルス感染症による損失

緊急事態宣言を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当社グループ店舗を臨時休業したことにより発生した固定費等（人件費、地代家賃、減価償却費等）であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 396,459,054株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月15日 定時株主総会	普通株式	2,280	6.00	2020年3月31日	2020年6月16日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	1,141	3.00	2020年9月30日	2020年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	2,286	6.00	2021年3月31日	2021年6月28日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,253,100株 |
|------|------------|

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表計上額(注1)	時価(注1)	差額
(1) 現金及び預金	100,041	100,041	—
(2) 受取手形及び売掛金	116,415	116,415	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,231	3,307	75
その他の有価証券	23,687	23,687	—
(4) 差入保証金	44,910	44,074	△836
(5) 支払手形及び買掛金	(83,140)	(83,140)	—
(6) 短期借入金(注2)	(7,784)	(7,784)	—
(7) 社債	(40,000)	(39,969)	△31
(8) 長期借入金(注2)	(111,100)	(110,294)	△805
(9) デリバティブ取引	4	4	—

(注1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金は、(6) 短期借入金に含めておらず、(8) 長期借入金に含めていません。

(注3) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (6) 短期借入金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (7) 社債
社債の時価については、市場価格に基づいて算定しております。
- (8) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (9) デリバティブ取引
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(8)参照)

(注4) 非上場株式、関係会社株式等(連結貸借対照表計上額85,322百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	117,686	202,938

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 1,317円23銭
2. 1株当たり当期純損失 △107円96銭

[重要な後発事象に関する注記]

(子会社株式の譲渡)

当社は、保有する連結子会社のSWPホールディングス株式会社（以下、SWP）の全株式（発行済株式数の100.0%）をTBCグループ株式会社（以下、TBC）に譲渡することを2021年5月12日の当社執行役会にて決定いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

SWPは子会社である株式会社ソシエ・ワールドを通じて百貨店を中心とする店舗において、エステティック事業やヘア事業・アイビューティー事業を展開しておりました。

本事業を取巻く環境変化、今後の事業の方向性を勘案した結果、今般当社が保有するSWP全株式をTBCに譲渡することが適切であると判断いたしました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

TBCグループ株式会社

(3) 株式譲渡の時期

① 契約締結日 2021年5月12日

② 株式譲渡実行日 2021年7月1日（予定）

(注) 株式譲渡の実行は、公正取引委員会等の関係当局への提出、許認可の取得その他の手続きが完了することを前提としております。

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

① 名称 SWPホールディングス株式会社

② 事業内容 理容業、美容業、化粧品品の輸入・製造・販売等を営む会社の株式の保有
当該会社の事業活動の支配及び管理

③ 当社との取引関係 当社とSWP及びその子会社との間で業務委託等の取引関係があります。

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の所有株式数

① 譲渡株式数 61,400株（2021年5月12日現在）

（議決権所有割合：100.0%）

② 譲渡価額 譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。当該価額については、譲渡相手先との交渉により決定しており、公正価額と認識しております。

③ 譲渡損益 譲渡損益につきましては、現在精査中です。

④ 譲渡後の所有株式数 0株（議決権所有割合：0%）

5. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	50,790	19,138	378,660	397,799	12,696	12,696
当期変動額						
新株の発行	205	205	—	205	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△3,422	△3,422
当期純利益	—	—	—	—	4,191	4,191
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△343	△343	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	205	205	△343	△138	769	769
当期末残高	50,995	19,343	378,317	397,660	13,466	13,466

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△19,308	441,979	—	—	1,857	443,836
当期変動額						
新株の発行	—	410	—	—	—	410
剰余金の配当	—	△3,422	—	—	—	△3,422
当期純利益	—	4,191	—	—	—	4,191
自己株式の取得	△2	△2	—	—	—	△2
自己株式の処分	653	309	—	—	—	309
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	△409	△409
当期変動額合計	650	1,486	—	—	△409	1,076
当期末残高	△18,657	443,465	—	—	1,447	444,913

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[追加情報]

(連結納税制度導入に伴う会計処理)

当社は、当事業年度に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第５号 2015年１月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第７号 2015年１月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額	2百万円
----------------	------

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	7,989百万円
------------------	----------

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

関係会社に対する短期金銭債権	8,410百万円
----------------	----------

関係会社に対する短期金銭債務	1,594百万円
----------------	----------

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	23,728百万円
------	-----------

販売費及び一般管理費	1,244百万円
------------	----------

営業取引以外の取引高	2,222百万円
------------	----------

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	15,938,328	4,598	539,442	15,403,484

(注) (1) 増加は、単元未満株式の買取請求によるもの4,598株です。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるもの542株及び、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの538,900株です。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	9百万円
未払費用	177百万円
未払事業税等	88百万円
ストックオプション費用	293百万円
関係会社株式評価損	9,733百万円
関係会社事業損失引当金	1,541百万円
債務保証損失引当金	860百万円
貸倒引当金	5,888百万円
その他	685百万円
繰延税金資産小計	19,279百万円
評価性引当額	△18,991百万円
繰延税金資産合計	288百万円

(繰延税金負債)

未収還付事業税等	△30百万円
繰延税金負債合計	△30百万円
繰延税金資産（負債）の純額	257百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社三越伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金貸借	経営管理料の受取(注1) 経理業務委託料(注1) 資金の貸付(注2) 利息の受取(注3) 資金の返済(注2) 利息の支払 出向者人件費の立替払(注4)	7,119 333 14,286 1,040 － 15 4,272	未収収益 － 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 未収収益 関係会社 短期借入金 未払費用	7,831 68,407 125,300 68 － 291
子会社	株式会社岩田屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の貸付(注2)	490	関係会社 短期貸付金	7,362
子会社	株式会社名古屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の返済(注2)	3,517	関係会社 短期借入金	3,109
子会社	株式会社エムアイカード	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の受取(注2) 利息の受取(注3)	4,713 113	関係会社 短期貸付金	22,675
子会社	株式会社エムアイ友の会	間接 100%	資金貸借	資金の借入(注2) 利息の支払(注3)	2,784 495	関係会社 短期借入金	86,567
関連 会社	株式会社ジェイアール西 日本伊勢丹	直接 40%	役員の兼任	債務保証	10,800	債務保証 損失引当金	2,811

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) (1) 経営管理料および経理業務委託料については、契約条件により決定しております。
- (2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。
- (3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。
- (5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	杉江 俊彦	(被所有) 直接0.0%	当社取締役代表執行役社長 CEO	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	21	-	-
役員	竹内 徹	(被所有) 直接0.0%	当社取締役代表執行役副社長 CMO	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	13	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2020年11月10日（本自己株処分の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,163円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円02銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

(子会社株式の譲渡)

当社は、保有する連結子会社のSWPホールディングス株式会社の全株式（発行済株式数の100.0%）をTBCグループ株式会社に譲渡することを2021年5月12日の当社執行役員会にて決定いたしました。概要については、連結計算書類における「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。